

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「)に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ×:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
270331009	26年10月30日	26年11月21日	27年3月31日	介護分野における外国人留学生の在留資格の緩和	企業活動のグローバル化進展とわが国における人口減少と労働力不足に対応するため、高度な知識を有する外国人留学生の採用を検討する企業は年々増加傾向にある。厚生労働省が平成25年9月に実施した全国の中小企業1775社を対象にした「外国人留学生の採用意欲調査」によれば、日本の大学を卒業した外国人留学生の採用を前向きに考えている企業は、52%となっている。その理由は「留学生にグローバル展開の中心的な役割を担ってほしい」、「海外拠点の中心的な役割を果たしてほしい」という回答が多いが、「医療・福祉分野、や」建設業界、では「人手不足の解消」という回答が多くなっている。 その一方で、現在、健康・医療・福祉分野の専門学校を卒業した外国人留学生は「専門士」の称号を得ても、卒業後、在留資格を取得できない。今後飛躍的に求人ニーズの増加が予想される、同分野の人手不足を解消するためには、「介護福祉士」の国家資格を取得した外国人留学生には、日本の介護・福祉機関での就業を認めるべきである。	大阪商工会議所	法務省 厚生労働省	出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第1の5の表、平成27年法務省告示第131号(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第一の一の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件)	検討に着手	「日本再興戦略」改訂2014、(平成26年6月24日閣議決定)において、外国人留学生の介護分野における就労を認めるため、年内を目途に制度設計等を行うことが盛り込まれ、法務省の「出入国管理政策懇話会」、厚生労働省の「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」等において介護分野における外国人材の受入れについて議論いただき、外国人留学生が介護福祉士資格を取得した場合、在留資格を付与する方向性が示され、所要の法案が国会に提出されています。 産業競争力の強化に関する実行計画(平成27年2月10日閣議決定)においても、「介護福祉士」の国家資格を取得した外国人留学生が引き続き国内で就労するための新たな在留資格を創設するため、必要な措置を速やかに講じることとされたところであり、関係省庁とも連携しながら制度設計を着実に進めることとしています。	
270630036	27年5月18日	27年6月1日	27年6月30日	林業再生の障害となる山林の所有に関する制度を抜本的に見直すこと	【要望内容】 山林の所有に関する制度の抜本的見直し 【理由】 所有者不明の山林は、森林経営の集約化・大規模化や6次産業化等を進めるうえで阻害要因となっている。そのため、所有者を明確にする権利登記の義務化など、山林の有効活用を促進し、強い林業づくりを推進する必要がある。	日本商工会議所	法務省	民法第177条、不動産登記法	対応不可	不動産登記は、所有権を取得した者が、登記をしなければその権利取得を第三者に対抗することができないという対抗要件にすぎず、その者が望まない場合にまで、登記を強制することはできません。 法務省としては、上記のとおり、登記は対抗要件であり、私的自治の観点から、登記を義務付けたり強制したりすることは困難と考えていますが、公示の観点からは登記が速やかにされることが望ましいため、相続登記の促進に関する記事をホームページに掲載して広報するなどの対策を講じ、登記手続を行うことの意味やメリットについて理解が進むよう取り組んでいるところであります。	
270630041	27年5月18日	27年6月1日	27年6月30日	外国企業の日本におけるビジネス環境の向上を図るため「技術・人文知識・国際業務」の在留資格要件における実務経験の短縮化等を図ること	【要望内容】 在留資格要件における実務経験の短縮化等 【理由】 「技術・人文知識・国際業務」のうちの「技術、および」人文知識」の発給を受けるためには、「大学卒業者又は10年の実務経験」が必要とされている。外国企業の日本におけるビジネス環境の向上を図るため、在留資格要件における実務経験年数の短縮化を図ることが求められる。	日本商工会議所	法務省	現行法上、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格をもって本邦に在留するには、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」に定める要件を満たす必要があります。	対応不可	「技術・人文知識・国際業務」の在留資格のうち、自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事する場合の要件として、当該技術若しくは知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと、当該技術又は知識に関連する科目を専攻して本邦の専修課程を修了したこと、又は、10年以上の実務経験を有すること、のいずれかにより当該技術又は知識を修得していることとしています。これは、従事しようとする業務を遂行するために必要な技術又は知識について、大学又は本邦の専修学校等で修得するのと同程度の技術若しくは知識を得るための期間として「10年」が相当であるとして定められています。また、10年の実務経験には大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に関する科目を専攻した期間も含まれていることから、適切な期間であるとと考えているため、当該実務経験年数を短縮することは困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
270630050	27年5月18日	27年6月17日	27年6月30日	日本への投資の増加を図るため、訪日ビザ発給要件を緩和すること	【要望内容】 訪日ビザ発給要件の緩和 【理由】 日本への投資が見込まれる国々に対し、ビザ発給要件の緩和や免除を進める必要がある。特に、訪日プロモーション重点市県に追加され、日本への投資が期待できる中国、インド、ブラジル、フィリピン等に対する、さらなる要件緩和が必要である。今年12月に経済共同体の構築が予定されているASEANのマンマ、カンボジア、ラオスについても、工程表を作成し、戦略的な緩和を進めるべきである。	日本商工会議所	警察庁 法務省 外務省	外務省設置法	検討を予定	今後更なる査証緩和については、既に実施した緩和措置の実施状況をレビューし、観光立国の実現に向けた必要性及び治安等への影響をよく考慮して、各国との二国間関係をめぐる状況を踏まえつつ、総合的観点から検討していきます。		
270731008	27年4月28日	27年5月15日	27年7月31日	効率的なIT投資の推進	データガバナンス/業務の標準化・効率化 「改訂版世界最先端IT国家創造宣言」では、「データ・フォーマット、用語、コード、文字等の標準化・共通化」を行うこととなっている。異なる領域のデータの紐づけを行うためにはデータ様式やメタデータの共通化が必要 ・政府・自治体の業務の標準化・効率化を進めなければならない。総務省の「地方自治体における業務の標準化・効率化に関する研究会」が指摘するように、業務の標準化は効率化を高めるための重要な鍵である。また、ビジネスプロセスエンジニアリングによる業務改革が必要。 システムのシンプル化 ・政府機関のシステム投資、ネットワーク投資の効率化を進めるべき。政府・自治体システムのクラウド化を政府目標に沿って進めるべき。 ・自治体の戸籍事務のクラウド化についても検討するべき。 ・改訂版世界最先端IT国家創造宣言の、方針も踏まえ、ベンダーロックインの解消を進めるべき。なお、当連盟としては、政府調達改革に向けて2度の具体的な提言(昨年4月21日、12月26日)を提出しているの、これをもとに具体的な改善を図っていくことを強く望む。 ・二重投資を避けるためにも、医療・介護・健康分野での情報連携も、マイナンバー制度の仕組みを活用することとするべき。	(一社)内閣官房 法務省 総務省 新経済連盟	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、附則第6条第5項 戸籍法第118条、119条	検討に着手 現行制度下で対応可能 検討に着手 その他	マイナンバー制度利用範囲拡大に向けた検討の中で、ご要望いただきました医療・介護・健康分野での利用範囲拡大についても検討しており、今後も継続的に関係者と検討を進めてまいります。 データガバナンス/業務の標準化・効率化 【データガバナンス】 データガバナンスについては、「電子行政分野におけるオープンな利用環境実現に向けたアクションプラン」(平成26年4月25日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に沿って、文字、用語、コードの標準化・共通化等の取組を着実に推進しているところで、 【業務の標準化・効率化】 業務の標準化・効率化については、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定、平成26年6月24日改定)に基づき、利便性の高い電子行政サービスの提供のため、クラウドや番号制度を見据えた、業務改革の計画的な推進。また、国・地方を通じた行政情報システムの改革のため、IT投資に当たっての業務改革の徹底等を取り決めているところ。さらには、IT総合戦略本部における推進管理体制として、行政のIT化と業務改革の同時一体的推進を強力・機動的に行うための関係級の体制を整備する旨を明示。 システムのシンプル化 政府情報システムの効率化については、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定、平成26年6月24日改定)において、政府情報システム改革に関するロードマップに基づき、政府・自治体・官民間の連携の下、重複する情報システムやネットワークの統合、必要性の乏しい情報システムの見直しを進めるとともに、政府のプライベートクラウドである政府共通プラットフォームへの移行を加速する旨を取り決めた。自治体クラウドについては、番号制度の導入と併せて共通化・標準化を行い、地方公共団体における取組を加速する旨、さらに、国の政府情報システム改革ロードマップの進捗を受け、地方公共団体の情報システム改革を推進する旨を取り決めた。 政府情報システムに係る政府調達に関しては、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定、平成26年6月24日改定)に基づき、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(平成26年12月3日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)を策定。 総務省では、自治体クラウドの導入をはじめとした自治体システムのクラウド化等の取組を一層促進することを目的として、「電子自治体の取組を加速するための10の指針」(平成26年3月24日)を取まとめ、地方公共団体に対して通知するとともに、必要な助言・情報提供等を実施しています。 なお、平成26年4月1日時点では550団体がクラウド化に取り組みしており、取組の一層の推進が目指されているところです。 戸籍事務を処理するためのシステムについては、戸籍のコンピュータ化について法務大臣から指定を受けた市区町村長が、個別にシステム業者(ベンダー)と契約し、導入しています。			

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
270731023	27年6月5日	27年6月17日	27年7月31日	外国人技能実習制度について、技能実習第一号から第二号への変更時の一時帰国許可又は第二号へ変更後の再入国が可能となるよう制度改正をお願いしたい。	当村では、「技能実習第1号」の在留資格に基づいて実習生を受け入れている。他方で、本村での農業形態の特殊性上、技能実習が夏季半年間に限られていることから、連続して実習を実施することが困難であり技能実習第二号への変更ができず、実習生が農業生産技術の更なる向上を目指し、高度な実習を受講することができない状態である。また、実習実施機関である農家においても、実習実施を盛り込んだ営農計画を立てても、実習生の入国が不安定になれば、急遽営農計画を変更せざるを得ず、本来の野菜生産自体が不安定となっている。技能実習制度は、原則一年間の実習を受講しなければ、技能実習第2号に昇格し、高度実習に移行できない。また、1号と2号の期間が連続している必要がある。これは、通年を通して作業可能な、製造業等では対応できるが、通年作業がない農業では困難である。このため、実習生の一時帰国を認め、第1号から第2号に昇格する際の要件を実習が1年未満でも可能。また、期間が連続しなくても可能とするよう制度の変更を要望するものである。	長野県 川上村	法務省 厚生労働省	「技能実習1号」又は「技能実習2号」の在留資格は、出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条第1項第2号、第20条の2 「技能実習1号」又は「技能実習2号」の在留資格は、出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条第1項第2号、第20条の2 「技能実習1号」又は「技能実習2号」の在留資格は、出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条第1項第2号、第20条の2 「技能実習1号」又は「技能実習2号」の在留資格は、出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条第1項第2号、第20条の2 「技能実習1号」又は「技能実習2号」の在留資格は、出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条第1項第2号、第20条の2	対称不可	ご提案では、「技能実習1号」で在留する技能実習生について、技能実習の実施が夏季の半年間に限られ、その余の期間は技能実習を実施しない場合であっても、「技能実習2号」への移行を認めるべきとするものですが、現行の技能実習制度は、「技能実習1号」、「技能実習2号」を合わせ最長3年間の期間中に一定のレベルの技能等を修得する制度であり、当該期間中に技能実習の活動を行わない期間、すなわち我が国で技能等の修得をしないう期間が長期にわたって存在している場合は、十分な技能等の修得活動が困難になると考えられます。また、ご提案では、「技能実習2号」への移行ができないこととなる営農計画の変更を要することもなくなるが、本来、「技能実習2号」の受入れと実習実施機関の営農計画とは直接の関係がなく、ご提案のような観点からは「技能実習2号」への移行を認めることははばませない。したがって、ご提案のような場合に「技能実習1号」から「技能実習2号」への移行を認めることは困難です。		
270731024	27年6月5日	27年6月17日	27年7月31日	外国人技能実習制度について、技能実習期間中の実習実施機関の変更又は複数の実習機関共同での実習実施が可能となるよう制度改正をお願いしたい。	当村では、各農家が実習実施機関として技能実習生を受け入れているが、実習実施機関が一経営体へに限られており、複数の実習実施機関等での複層的研修が不可能となっている。各農家は経営規模、経営手法、生産手法が異なるため、より高度な技能を習得するためには、複数の経営体での複層的実習が必須である。また、当村では、作業が夏季半年間に限定されていることもあり、同じ野菜栽培を実施している全国の生産地域での複層的実習を可能とすることによって、習得技能の更なる向上が期待でき、また、生産地間の供給のバランス、生産技術以外の流通小売りの習得にも繋がると考えられる。技能実習制度の本質を(む)ものである。これらのことから、複数の実習機関で共同で実習ができるよう要望するものである。	長野県 川上村	法務省 厚生労働省	「技能実習1号」から「技能実習2号」に移行しようとして許可されるためには、「技能実習1号」の活動と同一の実習実施機関で、かつ、同一の技能等について行われることとされています。ただし、技能実習生の責めに帰すべき理由がなく同一の実習実施機関で実施できない場合は、当該事由を確認した上で、別の実習実施機関で活動することを認める場合があります。また、株式会社(は)子会社の関係にある複数の法人又は同一の親会社をもつ複数の法人が共同で実施する場合について、これら複数の法人のことも実習実施機関としており、これら複数の法人が技能実習が行われることがあります。	対称不可	現行の技能実習制度では、一つの機関を指定する等して、当該一つの機関に雇用されて技能等を取得する活動を行うこととされているところ、親子関係といった意思決定を支配し得るような資本関係がある機関は、もとより一体として活動している機関でもあり、一つの機関が行う場合と同様の指導体制を確保し得ることから、そのような複数の機関を実習実施機関とする技能実習については例外的に認めているものです。したがって、このような関係にない複数の機関が共同で技能実習を行う場合は、必ずしも一つの機関が行う場合と同様の指導体制を確保できるものではなく、適正な技能実習の実施が困難になると考えられ、ご提案に対応することは困難です。なお、技能実習生が幅広い技能等の修得を行うこと、複数の職種について技能等を修得すること自体には一定の意義があるものですが、そのこと、複数の機関で技能実習を行うことは、必ずしも結びつきのものではないと考えます。		
270731025	27年6月5日	27年6月17日	27年7月31日	外国人技能実習制度では、講習の実施、申請書の作成等を行う受入機関が必要であるが、現行制度上、地方自治体等の参加はできない。そのため、各農家が大小の民間事業者を受入機関として委託している状況であるが、民間事業者の一部には、実習生の受入事務に慣れない業者や、トラブルを抱える業者等もあり、安定的かつ友好的な実習生の受入のためには、公的機関の関与が必要不可欠である。地方自治体の受入事務への関与は、従前法律上も認められていたが、制度が研修制度から技能実習制度へと改正された際に、不可能となった。これらのことから、技能実習制度の受入事務に関して、地方自治体も受入機関として活動できるように制度の改善をお願いしたい。	外国人技能実習制度では、講習の実施、申請書の作成等を行う受入機関が必要であるが、現行制度上、地方自治体等の参加はできない。そのため、各農家が大小の民間事業者を受入機関として委託している状況であるが、民間事業者の一部には、実習生の受入事務に慣れない業者や、トラブルを抱える業者等もあり、安定的かつ友好的な実習生の受入のためには、公的機関の関与が必要不可欠である。地方自治体の受入事務への関与は、従前法律上も認められていたが、制度が研修制度から技能実習制度へと改正された際に、不可能となった。これらのことから、技能実習制度の受入事務に関して、地方自治体も受入機関として活動できるように制度の改善をお願いしたい。	長野県 川上村	法務省 厚生労働省	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令1条1号において、団体監理体制での受入れが認められる団体は、営利を目的としない団体であり、同号のイからまでに定められている団体であることとされています。また、同省令2条において、同省令1条1号のイからへまでの団体のについては、国、地方公共団体等からの「資金その他の援助」及び「指導」を受けて技能実習が運営されることがとされています。	現行制度下で対応可能	団体要件省令1条1号に定める団体が監理団体として技能実習を実施できるところ、同号イからへに掲げる商工会や事業協同組合等の団体でない場合でも、同号トに基づき(団体として)告示されることにより監理団体として技能実習を実施することが可能となるものですが、したがって、地方公共団体であっても、その実施しうとする技能実習について、当該技能実習を実施する合理的理由があることや、監理体制を有すること等の一定の要件を満たし告示された場合は、監理団体として技能実習を実施することが可能です。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
270831011	27年5月18日	27年6月1日	27年8月31日	外国人技能実習制度における技能実習対象職種への介護分野および観光分野(フロント業務やレストランサービス業務)の追加	<p>【要望内容】 外国人技能実習制度における技能実習対象職種への介護分野および観光分野(フロント業務やレストランサービス業務)の追加</p> <p>【理由】 高齢化の進行によって、2025年度には、我が国において介護に携わる職員がおよそ30万人不足すると推計されている。今後、先進国だけでなく新興国でも高齢化が進むと予想されるなかで、技術移転を通じた「人づくり」への協力を基本理念とする外国人技能実習制度の対象職種に介護分野を追加することによって、世界に先駆けて超高齢社会を迎えた日本の介護技術を他国に転移するとともに、我が国の介護サービスの充実へと結び付けていくべきである。また、今後、外国人旅行者のさらなる増加が見込まれ、観光分野における人材不足も予想される。外国人技能実習制度の対象職種に、フロント業務やレストランサービス業務などのホテルスタッフ業務を加えることで、日本の優れたホスピタリティを身に付けた観光人材を育成するとともに、観光分野における人材不足を解消する必要がある。</p>	日本商工会議所	法務省 厚生労働省 経済産業省	<p>・技能実習制度は、技能等の開発途上国等への移転による国際貢献を目的とする制度であり、日本の労働力不足を補うための制度ではありません。</p> <p>・技能実習の対象職種については、我が国の法令に抵触しない分野であって、単純作業でないこと、送出し国の実習ニーズに合致すること、実習の成果が評価できる公的評価システムがあることといった要件を満たす必要があります。</p> <p>・なお、技能実習の適正な実施等を図る観点から、制度の抜本的な見直しを行い、今国会に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」を提出しているところです。</p>	<p>出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条第1項第2号、第20条の2、施行規則第3条、別表第二、第7条第1項第2号の基準を定める省令、第20条の2第2項の基準を定める省令、技能実習推進事業運営基本方針(各論)2対象技能等(2)、別表</p>	<p>・検討に着手(介護の職種追加について)</p> <p>・その他(ホテルスタッフ業務の職種追加について)</p>	<p>・外国人技能実習制度の対象職種に介護分野を追加のご提案については、本年2月10日閣議決定の「産業競争力の強化に関する実行計画」(2015年版)にあるとおり、介護の対象職種追加に向け、質の担保など、介護サービスの特性に基づき(要請)に対応できるような具体的な制度設計を進め、技能実習制度の見直しの詳細が確定した段階で、介護サービスの特性に基づく(要請)に対応できることを確認の上、新たな技能実習制度の施行と同時に対象職種への追加を行うこととしています。</p> <p>・ホテルスタッフ業務を技能実習制度の職種に追加することについては、移転すべき技能としてふさわしい職種であるかどうかを検討する必要がありますので、この点を整理いただいた上で、御相談ください。</p>	
271030007	27年4月16日	27年5月15日	27年10月30日	世界で戦える土壌となるIFRS導入促進のための環境整備	<p>具体的な要望事項 単体財務諸表の会計利益において、IFRS基準の額の使用を認める。</p> <p>提案理由(現状の問題点) ①現在、単体財務諸表においてIFRS適用が認められていないため、連結財務諸表をIFRSで作成しても日本基準で作成しなおさなければならない。このことが日本企業のIFRS適用拡大を阻害する一因となっている。</p> <p>②単体財務諸表=現在認められる会計基準は、日本基準のみ。</p> <p>③標記要望事項が実現すれば、IFRSと日本基準の両方を作成する負担をなくし、国内におけるIFRS使用の拡大を促すことによって、我が国企業が世界で戦うための土壌が作られる。</p> <p>④なお、日本再興戦略では、「IFRSの任意適用企業の拡大促進に努める」と記述されている。</p>	(一社)新経済連盟	金融庁 法務省	<p>現状、IFRSの任意適用は連結財務諸表及び連結計算書類にのみ認められており、財務諸表及び計算書類には認められていません。</p>	-	その他	<p>提案を実現するためには、金融商品取引法で求められている単体財務諸表だけでなく、会社法で求められている計算書類についてIFRSによる作成を可能とする必要があります。また、法人税法やその他の制度との調整をはかる必要があることから、これまでIFRSを単体財務諸表には適用しない連半分離で対応してきました。</p>	
271030008	27年4月16日	27年5月15日	27年10月30日	コーポレートガバナンス改革としての株式持合い解消	<p>具体的な要望事項 政策保有目的の持ち合い株式は、その解消に向けて政府として方針を明確化し、そのために必要な検討とロードマップの作成を行っていくべき。</p> <p>提案理由(現状の問題点) ①政策保有目的の株式持合いは、下記の観点から、合理的な理由のない限り解消すべきである。 ・そもそも、資本の空洞化をもたらすものであり、資本充実の原則に反する。 ・企業は、本来、常に業績改善や経営効率化による企業価値向上を追求する株主の厳しい目にさらされるべきであり、そういった緊張感のある経営が収益性・成長性の向上につながる。株式の持合いがもたらす馴れ合いの経営ではこのような緊張感を保つことはできず、資本の非効率化、過度な企業費収防衛や系列化等の弊害をもたらす。新陳代謝や産業競争力の向上への阻害要因となる。 ・グローバルベースの投資家から見えて理解できるオープンな市場にすることが日本の企業を強くする。</p> <p>②なお、日本再興戦略では、コーポレートガバナンス・コードの策定のほか、「持ち合い株式の議決権行使のあり方の検討」に言及している。また、自由民主党の「日本再生ビジョン」(2014年5月23日)では、「我が国企業の収益性を向上させ、新陳代謝の促進と経済活動の活発化を通じて潜在成長力の抜本的な底上げを図るには、コーポレートガバナンス(企業統治)改革の一環として、「株式持合い、や物言わぬ株主による株式保有を解消する必要がある」との立場を明確にしてあり、「持ち合い株式の議決権行使のあり方を検討する」と述べられている。</p>	(一社)新経済連盟	金融庁 法務省	<p>コーポレートガバナンス・コード(本年6月1日より適用開始)においては、上場会社が政策保有株式を保有する場合には、保有方針の策定・開示、主要な政策保有者について(注)の検証及び「わが国に合理的な理由」の説明、政策保有株式に関する議決権行使の基準を策定・開示をすべき旨が盛り込まれています。</p>	-	その他	<p>コーポレートガバナンス・コードにおいては、上場会社が政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有に関する方針を策定・開示、主要な政策保有者について、毎年、取締役会で経済合理性や将来の見通しを検証し、上記の検証を反映した「保有のわが国に合理的な理由」を説明、政策保有株式に関する議決権行使の基準を策定・開示すべきとされています。</p> <p>これを受け、3メガバンクを含む上場会社においては、政策保有に関する方針等が順次公表されてきています。</p> <p>政策保有株式への対応も含め、コーポレートガバナンス・コードの実施状況については、金融庁と東京証券取引所を共同事務局とする「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、議論・検証を行っていくこととしています。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)		
271120008	27年10月14日	27年10月23日	27年11月20日	宅地建物取引士に対する職務上請求権の付与	<p>近年、国家を挙げて既存住宅の流通と空家対策の促進を行っている最中ではありますが、その施策の一環として、掲題の件の実現を是非お願い致します。</p> <p>不動産取引(空家対策含む)に於いて、戸籍簿本・住民票の写し、課税台帳等、通常必要となる書類は決まっております。今後、更なる既存住宅流通と、空家対策を行うには不動産取引の実務担当者である宅地建物取引士に対し、職務上請求権を付与して頂ければ、密先上記の書類を集めて頂く手間が省け、更なる取引の効率化がなされるかと思えます。</p> <p>また、空家対策に於いても実務の例として、市内の空き家の状況を歩いて調査し、クルマで確認を試みたりして、そういふ法律上の調査を試みましたが空き家の真の所有者にたどり着くことの難しさに「壁」を感じました。相続があったらう人の戸籍などを把握できない、固定資産税の課税台帳の閲覧ができないなどの「壁」です。その壁が打ち破れば、不動産に関する今、問題が大きくなっている空き家の問題にも解決の糸口が業界人としてつけられるだろうと思っております。</p> <p>せっかく宅地建物取引士になったからというのではなく、社会的問題になっている空き家の問題を解決する必要を考えると、その業務に携わる取引士がその権限を持っていないというのは「まるで靴を履か」と言っているのと同じです。</p> <p>今後の住宅流通の事を踏まえて、是非とも御一考して頂きたく申し上げます。</p>	個人	総務省 法務省	<p>【総務省】 ・地方税に関する事務に従事している者がその事務に関して知り得た情報を漏らした場合は罰則の対象となります。(地方税法第22条)。</p> <p>・所有又は使用収益する資産の課税内容を固定資産税の納税者等が確認する権利を確保するため、当該納税者等については固定資産課税台帳の閲覧を常に入ることとしています。(地方税法第382条の2)。</p> <p>・住民票の写し等の交付制度については、平成19年の住民基本台帳法の改正により、「何人でも交付を請求できる」という規定が改正され、個人情報保護等の観点から、住民票の写し等の交付の請求・申出の主体と目的を一定の要件に該当する場合に限定することとされました。この改正により、住民票の写し等の交付の請求・申出を行うことができる場合としては、本人等の請求によるもの(住民基本台帳法第12条)、国・地方公共団体の機関の請求によるもの(同法第12条の2)、本人等以外の者の申出によるもの(同法第12条の3)のいずれかに該当する場合に限定されました。</p> <p>・併し、本人等以外の者の申出によるもの(同法第12条の3)のいずれかに該当する場合に限定されました。</p> <p>・併し、本人等以外の者の申出によるもの(同法第12条の3)のいずれかに該当する場合に限定されました。</p>	<p>地方税法第22条 地方税法第382条の2</p> <p>住民基本台帳法第12条の3第2項・第3項</p>	<p>対応不可</p> <p>対応不可</p>	<p>【総務省】 固定資産課税台帳に記載されている情報のうち、市町村が調査により知り得た情報については、地方税法第22条に規定する「秘密」に該当し、一般の情より厳しく(守秘義務が定められており)原則、情報提供することはできません。</p> <p>なお、固定資産課税台帳の閲覧については、納税者以外の者の台帳の閲覧については、土地や家屋の借地借家人や当該資産の処分をする権利を有する者に認められており、例えば借地借家人は、その賃借料等に固定資産税が転嫁されている場合も考えられ、その場合は固定資産税の実質的負担者であると考えられること等から、その使用収益の対象となる部分について台帳を閲覧できるとされています。</p> <p>住民基本台帳法第12条の3第2項に基づき(弁護士等の特定事務受任者による住民票の写し等の交付の申出については、通常は委任事件・事務の遂行のために活動する者である特定事務受任者が、個々の申出について依頼者からの個別の委任がないにも配慮し、弁護士等の資格を有することを条件に、委任事件・事務の依頼者が住民基本台帳法第12条の3第1項各号に該当する場合に、職務上住民票の写し等の交付を申出ることができることとしているものです)。</p> <p>宅地建物取引士については、宅地建物取引業法の規定によれば、住民基本台帳法第12条の3第3項に規定する特定事務受任者とは異なり、裁判所その他の官公署に対する申請等手続を代理する行為を職務として行うことができないことか、宅地建物取引士を住民基本台帳法第12条の3第3項の特定事務受任者に加えるとはできないものと考えます。</p>	
271130004	27年10月19日	27年11月9日	27年11月30日	動産譲渡登記等を取り扱う登記所の複数化	<p>(具体的内容) A・B1制度の一層の普及を図るため、動産譲渡登記等を取り扱う登記所(現在、東京法務局のみ)を複数化していただきたい。特に、復興支援の観点から、東北地区の対応を優先していただきたい。</p> <p>(理由) 現在は、登記等の取扱いが東京法務局に限定されており、地域金融機関は迅速な対応が出来ない。申請においては平成26年5月より訪問や書面以外の方法として、オンラインによる事前提供方式が可能なものがあるが、登記手続きは窓口や郵送による必要があり、地方間においては契約と同時の取扱いが困難である。</p> <p>また、昨今の個人保証制度の見直しにより、A・B1等の代替的な融資手法の充実と利用促進を図ることが求められている。登記所の複数化はA・B1の普及・促進につながるものでも、ベンチャー企業を始めとした中小企業の成長等を後押しできるものと考えます。</p> <p>なお、東日本大震災からの復興を旨とする観点において、動産・債権譲渡登記制度を活用しやすくするために、被災地の法務局において手続きが行えるよう、優先した対応もお願いしたい。</p>	(一社)第2 地方銀行協会	法務省	<p>動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第5条第1項、第3項、平成17年法律第50号(動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する法律)第5条第1項の規定による登記所の指定に関する件)</p>	<p>動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第5条第1項、第3項、平成17年法律第50号(動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する法律)第5条第1項の規定による登記所の指定に関する件)</p>	<p>対応不可</p>	<p>動産譲渡登記及び債権譲渡登記の登記所の拡大に当たっては、人的体制の整備、登記所の取扱いの増強、機軸・システムの改修等に相違の経費を要することとなるため、現状において、東京法務局以外の登記所にもまで窓口を拡大することはできない状況となっています。</p> <p>なお、オンライン申請によれば、登記所に出向(など)登記申請の手続きを行うことが可能です。</p>	
271130005	27年10月19日	27年11月9日	27年11月30日	動産・債権譲渡登記制度の整備(変更・更正・付記登記について追加)	<p>(具体的内容) A・B1制度の一層の普及を図るため、動産・債権譲渡登記制度において、変更・更正・付記登記を可能とするよう制度を改正していただきたい。</p> <p>(理由) 現状では、新たな設定登記及び抹消登記にて対応しているが、対抗要件具備時が新登記具備時と遅れる懸念がある。利便性を向上し、A・B1制度の普及を図るためにも、不動産登記と同様に、下記事例等、実質的にその対象物が変更されていない場合には変更・更正・付記登記を認めたい。また、登記内容修正の要がある場合の更正登記、譲渡人・買受人の組織編制により社名が変更された場合の変更登記、場所を特定して登記を行った担保動産について、保管倉庫の移転等があった場合の変更登記・ハルケセルによるローン移転に伴って担保移転した旨を公示する付記登記(以上)</p>	(一社)第2 地方銀行協会	法務省	<p>動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第7条、第8条、第9条、第10条、動産・債権譲渡登記規則第5条、第7条、平成16年法律第50号(動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する法律)第5条第1項の規定による登記所の指定に関する件)</p>	<p>対応不可</p>	<p>動産・債権譲渡登記は、譲渡に関する第三者に対抗要件を具備するための方法のひとつとして、ある者からある者に対し譲渡がされた、という一定の時点における事実を公示することにより第三者に対抗要件を具備する制度であり、不動産登記のように譲渡の履歴や権利関係の現況を公示するものではありません。不動産登記制度において可能となっている変更登記・更正登記・付記登記を動産・債権譲渡登記において認めるとはできません。</p> <p>・登記内容の修正については、これにより当初に登記された動産・債権譲渡の事実と同一性のない(動産・債権譲渡が公示されることがない)場合、更正登記を認めることはできません。</p> <p>・譲渡人の商号が変更された場合には、当初の登記により第三者に対抗することができる、変更登記を認める実益がありません。</p> <p>・動産の保管場所が変更された場合には、そもそも実体法上当初の登記をもって所在境変更後に取れた第三者に対抗することはできないことから、変更登記を認める実益はありません。</p> <p>・ローン移転に伴って担保移転した場合についても、新たな移転が生じており、この場合に付記登記を認めることは、登記された譲渡の事実と同一性のない譲渡を公示することとなるため、動産・債権譲渡登記の制度と整合せず、また、これを認める実益もありません。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
271215032	27年10月29日	27年11月18日	27年12月15日	株式担保付シンジケートローン債権の債権譲渡時の振替手続きの簡素化	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式担保の効力発生要件は「振替」である。株式担保()付シンジケートローン債権を、他の金融機関間に債権譲渡する際、債権譲渡後の共有者名義の株式質権口座(以下「新質権口座」といふ。)を新たに開設した上で既存の共有者名義の株式質権口座(以下、「既存質権口座」といふ。)から「新質権口座」へ振替することにより対応している。共有者(シンジケート団)名義の株式質権口座に振替し担保設定した株式担保をいう。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新質権口座を開設することなく、既存質権口座において債権譲渡を実施した金融機関(以下、新規行)を追加すること(共有者名義の変更)で発給させたいもの。(例)当初「A行、B行及びC行」が参加する株式担保付シンジケートローン案件で、今般A行からD行に一部債権譲渡を実施。既存質権口座(名義はA行、B行及びC行の連名)にD行を追加する共有者名義口座の変更を実施することでD行の効力発生要件を充足させる。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権譲渡の度に新質権口座を開設することで口座開設の事務手間が発生すること。 ・既存参加金融機関(以下、既存行)から新質権口座開設の為に資格証明書等の本人確認資料を徴求しており、既存行の事務の手間がかかる為。 	都銀懇話会	金融庁 法務省		振替株式について設定されていた質権が移転した場合の手続については、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といふ。)上、これを直接規定する明文の規定はありません。	対応不可	振替株式に設定されたA、B及びCを質権者とする質権の被担保債権につきAの所有する債権の一部がDに譲渡された場合に、「制度の現状」に記載されている解釈、運用が行われていることは承知しているところ、このような解釈、運用によらずに、口座名義人にDを追加することによって対応することの是非については、振替法第141条その他の振替法全体の構造との整合性を踏まえて、慎重に検討する必要があります。
271215033	27年10月29日	27年11月18日	27年12月15日	債権回収会社の社名表記規制の緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権管理回収業に関する特別措置法(以下「サービサー法」)第13条第1項において、「債権回収会社は、その商号中に債権回収という文字を用いなければならない。」と定められている。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定要件を満たす債権回収会社については、商号中に債権回収という文字を用いることを必須としない措置を要望する。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本法の立法趣旨は、「不良債権の処理等を促進するため、弁護士法の特例として、債権管理回収業を法務大臣による許可制をとることによって民間業者に解禁する一方、許可に当たり、勢力団等反社会的勢力の参入を排除するための仕組みを講じるとともに、許可業者に対して必要な規制・監督を加え、債権回収過程の適正を確保しようとするもの」とされる。 ・立法当時の金融環境にあつては、「不良債権処理」に射程があつたが、昨今においては、金融円滑化への取り組み等も含め、正常債権の段階から不良債権処理までを、債権回収会社が一貫して受託する形態にも合理性が認められる。 ・しかしながら、現行法制下の顧客側の受け止めとして、正常債権の段階において、「債権回収」を称する会社と接触することへの抵抗感・不信感を抱くケースが多くなることから、潜在的トラブルリスクを内包していると言える。 ・換って、例えば、適切な外部委託管理態勢の構築された金融機関等から委託された債権回収のみを受託業務とする債権回収会社等、債務者保護のための一定要件を充足する債権回収会社においては、例外的に「債権回収」の文字の使用を要しないこととする措置が、本邦金融取引の健全な発展に資するものと考えられる。 	都銀懇話会	法務省	債権回収会社は、その商号中に、「債権回収」という文字を用いなければならない旨が規定されています。	債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第13条第1項	対応不可	サービサーの商号中に債権回収という文字を用いなければならないとするサービサー法第13条第1項の趣旨は、弁護士法の特例(サービサー法第1条)として特定金融債権の管理回収を行うことを認められた許可業者とそうでないものの識別を容易にし、国民が不測の損害を被ることを防止するため、サービサー法に基づき債権回収業の許可を受けた者を商号上明白にすることにあります。たとえ適切な外部委託管理態勢の構築された金融機関等から委託された債権回収のみを受託業務とする債権回収会社等であっても、この趣旨は同等であることから、債権回収の文字の使用を要しないことについては、極めて慎重な検討が必要とされます。
271215077	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	動産・債権譲渡登記制度における登記取扱法務局の拡大等	<p>現在、動産・債権譲渡登記制度における指定登記所は、東京法務局(中野)に限定されている。動産・債権譲渡登記申請については、オンライン等による申請も可能であるが、実態には法務局へ出向き不備訂正等の指導を受けながら申請書を作成していることが多い。このため地方から東京法務局へ出向くための時間・費用がかかるなど取引先等の負担も大きい。A・B融資制度の利用に依りつつある。そのような実態を踏まえ、動産・債権譲渡登記制度における指定登記所を地方に拡大していただきたい。</p> <p>また、動産・債権譲渡登記の譲渡人は法人に限定されており、このため事業を営む個人は登記できない。個人事業者の資金繰り確保・資金調達手段の多様化等の観点から、個人を譲渡人とする動産・債権譲渡の登記を可能にしたいとしたい。</p>	(一)全国信用金庫協会、信金中央金庫	法務省	動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務をつかさどる登記所として、東京法務局が指定され、東京都中野区に所在する東京法務局民事行政部動産登録課及び同債権登録課において事務を取り扱っています。	動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第1条、第3条第1項、第3項、平成17年法務省告示第501号(動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第1条、第3項、平成17年法務省告示第501号(動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第1条、第3項の規定による登記所の指定に関する件))	対応不可	<p>【動産・債権譲渡登記所の拡大について】</p> <p>動産譲渡登記及び債権譲渡登記の登記所の拡大に当たっては、人的体制の整備、登記所の回線の増強、機器の増設、システムの改修等に相当額の経費を要することとなるため、現状において、東京法務局以外の登記所にまで窓口を拡大することはできない状況となっています。</p> <p>なお、登記申請書の作成につきましては、法務省ホームページに登記申請書の記載例を掲載しているほか、書面による登記申請に先立ち、申請データを登記・供託オンライン申請システムを利用してオンラインで登記所に提供する方法(事前提供方式)を利用していたことと、相談の希望がある場合には、登記所へ出向(ことなく、あらかじめ登記所に提供された申請データの内容に基づいた相談をすることができず。</p> <p>【個人を譲渡人とする動産・債権譲渡登記について】</p> <p>動産の譲渡に関しては、個人が行う動産の譲渡を適用対象とすると、個人事業者が、その資金調達に当たって、事業用資産の範囲の動産だけでなく(生活に必要な動産までもを譲渡担保に提供する)債権者から強要される事態が生じることが懸念されます。また、登記制度の利用者の便宜のためには、ある者がした動産・債権譲渡登記を容易かつ確実に調査することができるように制度設計することが望ましいと。法人については、法人の名称・所在地等が変更された場合でも、法人登記簿によって変更前の名称・所在地等を把握し得るので、名称・所在地等の変更前にしたのもも含めて、ある者(法人)がした動産・債権譲渡登記を容易かつ確実に調査することが可能となります。このような理由から、動産・債権譲渡登記制度の利用は法人に限定されており、法人登記簿のようなものがない個人事業者の利用を可能とすることは困難です。</p> <p>なお、動産・債権譲渡登記制度の利用を希望する個人事業者は、法人人格を取得しさえすれば、現行法の枠組みの中でも同制度の利用者たり得ることになります。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
271215089	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	商業登記簿謄本の記載事項から会社代表者の住所を削除	<p>【提案の具体的内容】 会社代表者の身辺安全確保及び個人情報保護のため、商業登記簿謄本の記載事項から会社代表者の住所を削除する。 【提案理由】 ・株式会社等の代表者の住所は、会社法(平成17年法律第86号)第911条第3項第14号に基づき登記され、その登記された事項は、商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)第30条第1項に基づき、登記事項証明書に記載される。 ・登記簿への住所記載の理由は、登記の真实性担保、第三者による代表者への責任追及のため、過料制裁の通知のため等が考えられるが、代表者の住所を必要とする者は代表者と利害関係を証明することで住所記載の証明書を取得できる。とすることで十分機能を果たせると考える。また、会社代表者といえども個人情報保護の観点も重要と考える。 ・本件は、「商業登記制度は、商法、会社法その他の法律の規定により登記すべき事項を公示するための登記に関する制度であり(商業登記法第1条参照)、公示するための登記事項として会社法等の実体法が定めた事項については、全て会社の登記事項証明書の記載事項として公示しなければならず、登記事項の一つとして会社法が定めている代表取締役の住所を非公開とすることはできない。」として対応不可との回答をいただいているが、実体法の規定が強論となるのであれば、実体法の規定を所与とすることなく、会社法の見直しを含めて検討していただきたい。</p>	(一社)日本損害保険協会	法務省	<p>会社の設立の登記においては、会社法(平成17年法律第86号)第911条第3項第14号等の規定に基づき、代表者の氏名及び住所を登記しなければならぬとされています。 そして、登記された事項は、商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)第30条第1項に基づき、登記事項証明書に記載されます。</p>	<p>会社法第911条第3項第14号、同法第912条第5号、同法第913条第5号、同法第914条第7号及び商業登記規則第30条第1項</p>	対応不可	<p>商業登記制度は、商法、会社法その他の法律の規定により登記すべき事項を公示するための登記に関する制度です(商業登記法第1条参照)。したがって、公示するための登記事項として会社法等の実体法が定めた事項については、全て会社等の登記事項証明書の記載事項として公示しなければならず、登記事項の一つとして会社法が定めている会社の代表者の住所を非公開とすることはできません。 ・会社の代表者の住所は、会社の代表者を特定するために必要であり、また、裁判業務上、普通裁判籍を決定し、又は訴状その他の書類を送達する等(民事訴訟法第4条第4項及び第103条参照)のために重要であり、会社の代表者の住所の登記を廃止することは困難です。</p>
271215102	27年10月31日	27年11月18日	27年12月15日	特定行政書士による紛争性のある聴聞・弁明手続きの代理	<p>【提案の具体的内容】 行政不服申立ての代理が可能な特定行政書士に、紛争性のある聴聞・弁明手続きの代理を認めたい。 【提案理由】 ・平成26年改正行政書士法(平成26年6月27日公布)において、行政不服申立ての代理権が、一定の研修課程を修了した特定行政書士に付与されることとなりました。行政不服申立ては、行政処分取消しを求めたものであり、紛争性の高い行為です。ところで、行政書士には、聴聞・弁明手続きの代理権が認められていますが、聴聞・弁明手続きの代理人に行政書士がある場合、行政による不利益処分異議がある場合など紛争性の高い聴聞・弁明手続きを行うことが行政書士法で制限されています。しかし、行政による不利益処分異議がなく、処分名宛人が甘んじて処分を受けようとする場合に、行政書士が名宛人の権利擁護のため代理人として聴聞・弁明手続きに際する実益はありません。なにより、行政処分の取消し手続きに代理人として関与できるにもかかわらず、行政処分(不利益処分)を行うかどうかの手続きに代理人として関与できないとすることを正当化する理由を見出すことはできません。</p>	個人	総務省 法務省	<p>平成26年の行政書士法の改正により、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許可等に関する、書意請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続の代理については、日本行政書士会連合会が実施する研修の課程を修了した行政書士(特定行政書士)に限り行うことができることとされました。 ・一方、行政書士が行うことができる聴聞・弁明手続の代理は、行政書士が作成することができる官公署に提出する書類に係る許可等に際して行うことができるとされていますが、弁護士法第72条に規定する法律事件に関する書類に該当するものは除かれていることから、行政書士は紛争性のある聴聞・弁明手続の代理を行うことができないものとされています。</p>	<p>行政書士法第1条の3第1項第1号、第2号、第2項</p>	その他	<p>不服申立て手続を代理することができる特定行政書士については、平成27年12月4日に、特定行政書士となるための研修が修了したことにより初めて特定行政書士が誕生したところであり、特定行政書士による不服申立て手続の代理については、それ以降実施できるようになることと見られます。 ・このため、特定行政書士に紛争性のある聴聞・弁明手続の代理を行わせることについては、まずは特定行政書士による不服申立て手続の代理業務の実施状況等や、行政書士法第1条の3の立法趣旨を踏まえる必要があるものと見られます。</p>
271231004	27年10月27日	27年11月9日	27年12月31日	非自行船(台船等)の保存登記	<p>【具体的内容】 所有者(リース会社)に非自行船(台船等)の所有権保存登記を認めること。 【提案理由】 非自行船(台船等)の所有権の保存登記をしようとする場合、建設機械打刻登記の方法があるが、保存申請者は建設業者でなければ所有権の保存登記できません。また、所有権の保存登記をしても区分に抵当権以外の設定がなければ、1ヶ月での廃棄は想定されています。非自行船(台船等)について、建設業者以外の者も所有権の保存登記が出来るようになれば、ファイナンスリースやオペレーティングリース等の可能性が広がり、老朽化が進む同業界での設備更新ニーズが高まると予想されます。</p>	(公社)リース事業協会	法務省 国土交通省	<p>建設機械である非自行船の所有権保存の登記をする場合は、建設業法第2条第3項に規定する建設業者で、その非自行船につき第三者に対抗することができる所有権を有するものの申請が必要です。</p>	<p>建設機械抵当法第3条 建設機械抵当法施行令第1条</p>	対応不可	<p>建設機械抵当法は、抵当権の対象となる不動産等を業態上所有することがない建設業者が建設機械の設備投資に係る長期融資を受けることを容易にするために、建設業者の最大の資本財である建設機械を担保化することにより、建設工事の機械化の促進を図ることを目的としています。そのため、建設機械である非自行船につきリース会社の申請による所有権保存の登記を認めることは、適当な担保物件を保有することが困難な建設業者の担保対象を拡大するという建設機械抵当法の趣旨に反することとなるので、適切ではないと考えております。</p>
271231028	27年11月17日	27年12月9日	27年12月31日	株主総会の事業報告等のウェブ開示のデフォルト化	<p>【提案の具体的内容】 株主総会招集と関係資料の提供につき、事業者側がウェブ開示をデフォルトの方法として選択できるようにする。 【提案理由】 事業報告等のウェブ開示制度はあるものの、対象は限定されている。世界的なペーパーレスの流れに遅れており、事業者側に多大なコストを負担させ、株主側に十分な検討時間を与えられない等の弊害がある。 なお、本連盟は、日本再興戦略に記述がある「IT利活用を推進するための法制上の措置の一環として、本問題も含めて一括整備することを提案している。 http://jane.or.jp/topic/detail?topic_id=458</p>	(一社)新経済連盟	法務省	<p>株式会社は、定款の定めに基づき、株主総会招集通知の添付書類(事業報告や計算書類等)の記載事項の一部を、いわゆるWEB開示により株主に提供することができます。また、株式会社は、株主の承諾を得て、株主総会招集通知及びその添付書類を電磁的方法により当該株主に提供することができます。</p>	<p>会社法第299条、第301条、第302条、会社法施行規則第94条、第133条、会社計算規則第133条、第134条</p>	その他	<p>株主総会招集通知等を原則として電磁的方法により提供することを認めることについては、いわゆるデジタル・バイドにより株主に不利益を被る可能性もあることから、慎重な検討が必要です。株主総会招集通知等の提供の原則電子化を含め、株主総会プロセスの電子化については、経済産業省が設置した株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会で検討されており、法務省も同研究会に参加し、そこでの議論を注視しております。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280115041	27年10月29日	27年11月18日	28年1月15日	資金業法の規制緩和による特定融資枠契約の締結の許可・円滑化	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定融資枠契約に関する法律(以下「特定融資枠法」)第2条に定める手数料は、同法第3条により利息制限法第3条及び第6条並びに出資の受入れ、預かり金及び金利等の取扱いに関する法律(以下「出資法」)第5条の4第4項の適用が除外される(=みなし利息等に含まれない)。 ・一方、特定融資枠契約上の貸主が資金業法第2条第2項に定める資金業者(以下「資金業者」)である場合は、資金業法第12条の8第2項の規定により当該手数料がみなし利息に含まれ、利息制限法第1条に定める利息制限の適用を受けることとされている。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定融資枠契約に基づき資金業者が受領する同法第2条に定める手数料(コミットメントフィー)のうち、銀行等が組成するシンジケートの貸出人として配分を受けるものについては、資金業法第12条の8第2項のみなし利息から除外していただきたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、企業の短期資金調達手段又は流動性確保手段として広くコミットメントライン及び長期資金調達手段としてのコミットメントローン(コミットメントラインと異なりリボルビングせず、又、長期資金の借入が可能なコミット期間付の証書貸付)という手法が認知されているところ、かかる普及には特定融資枠法の専与するところが大きい。顧客と締結したコミットメントライン契約又はコミットメントローン契約が同法に定める特定融資枠契約に該当するものである場合、当該契約に基づき受領する手数料(以下「コミットメントフィー」等)は、同法第3条により利息制限法及び出資法に基づく上限金利規制の適用対象外とされるためである。 ・しかし、改正後の資金業法に利息制限法及び出資法とは別の新たな上限金利規制が規定され(同法第12条の8第1項)、平成22年6月に同法が完全施行された。特定融資枠法第3条ではコミットメントフィー等が資金業法第12条の8第2項に定めるみなし利息に含まれることを阻止していないため、資金業者については、顧客と締結したコミットメントライン契約又はコミットメントローン契約が特定融資枠法に定める特定融資枠契約に該当する場合でも、受領するコミットメントフィー等は資金業法上の上限金利規制が適用されることになっている。 ・シンジケート・マーケットでは、銀行等の金融機関のほか、資金業者(リース会社、証券会社等)も重要な投資家の一部を形成しているが、上記事情から資金業者のみコミットメントフィー等を受領できない概念があり、シンジケート方式のコミットメントライン取引又はコミットメントローン取引への参加を阻害する。見送らざるを得なくなることが発生している。また、借主は投資家層が狭まることで市場での調達余力を削がれることにもつながっている。 ・資金業法第12条の8第2項は、「資金業者が利息以外の名目により高金利を収受することを、防止する趣旨であるところ、資金業者が銀行等の組成するシンジケートの貸出人としてコミットメントフィー等を受領する場合には銀行等によって貸出条件に一定の規程付けが行われていることから、当該コミットメントフィー等をみなし利息から除外しても、利息制限法第1条を潜脱する目的で濫用されるおそれは小さいと考えられる。 ・以上を勘案すると、資金業者が受領するコミットメントフィーのうち、銀行等が組成するシンジケートの貸出人として配分を受けるものについては、例えば、特定融資枠法第3条において資金業法第12条の8第2項を適用除外対象とするか、もしくは、資金業法第12条の8第2項各号に列挙されている例外に特定融資枠法第2条第1項の手数料を追加する等により、みなし利息から除外して頂きたい。 	都銀懇話会	金融庁 法務省	<p>資金業者は、利息制限法第1条に規定する金額を超える利息(みなし利息を含む。)の契約を締結してはならないとされており、資金業者が受領する特定融資枠契約に関する法律第2条に規定する手数料は、資金業法第12条の8第2項に規定するみなし利息に該当します。</p>	<p>□資金業法第12条の8 □特定融資枠契約に関する法律第3条</p>	対応不可	<p>資金業法第12条の8第2項は、資金業者が利息以外の様々な名目で金銭を収受し、上限金利規制の潜脱を図ることを防止することを目的としたものであり、その趣旨・目的に鑑み、コミットメントライン契約に基づき資金業者が受領する手数料のうち、銀行等が組成するシンジケートの貸主として配分を受けるものについて、同項が適用されるみなし利息から除外することは困難です。</p>
280115042	27年10月29日	27年11月18日	28年1月15日	特定融資枠契約に関する法律、が対象とする融資契約の範囲等の弾力化	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定融資枠契約に関する法律の適用対象(以下、適格借入人)は借り手の属性により限定されている。 ・特定融資枠契約に関する法律に基づき、出資法等の適用除外となる手数料は、コミットメントライン契約に係る手数料とされている(当該契約の変更等に係る手数料を含むが不明確)。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借り手の属性に問わず、借手保護の必要性がないことが融資契約上明らかの場合について、本法の対象とする。 ・本法の適用対象の手数料が、当該特定融資枠契約に係る変更手数料等を含むことが明確になるよう措置。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミットメントライン契約は、借主の機動的な資金調達を可能とする有用な手段であるところ、借手保護の観点から、適格借入人は、一定の契約交渉力を有する大会社等や一定のSPCに限定されている。 ・その趣旨に鑑みれば、例えば、近年ニーズが拡大しているコンストラクション・ローン(開発・建設ファイナンス)のように、引き出しの予定時期及び金額を予め示して一定金額までの融資を約する契約などは、顧客の依頼に基づき契約であることが明らかであるため、圧力販売等の懸念がない。このように、借手保護の必要性のないことが明らかなものについては、借り手の属性に係らず本法の対象とすることが適当である。 ・また、手数料に係る第3条の文言では、本法の対象がコミットメント手数料に限定されると解釈されるところ、契約変更手数料等についても、権利付与の対価である点は同様であることから、この点を明確化する必要がある。 	都銀懇話会	金融庁 法務省	<p>特定融資枠契約に関する法律において借主の対象範囲は 大会社、資本金額が3億円を超える株式会社、純資産額10億円を超える株式会社、資産の流動化に使われる合同会社等である場合に限定されています。</p>	<p>特定融資枠契約に関する法律第2条、第3条</p>	検討を予定	<p>特定融資枠契約に関する法律の対象範囲については、平成13年の同法改正により、純資産額10億円超の株式会社や資産の流動化のために使われる合同会社等にまで拡大しており、当該改正の効果を検証する必要があります。特定融資枠契約に関する法律の対象範囲を拡大することは、貸主との関係において弱い立場にある企業が過度の負担を強いられる可能性があります。こうしたことを事後チェックにより防止することは難しいことから、慎重に検討する必要があります。</p> <p>なお、コミットメントライン契約に係る契約変更手数料が、特定融資枠契約に関する法律の適用となるか否かについては、当該手数料の性質を勘案の上、個別に検討されるべきものと考えます。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280115082	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日		特定融資枠契約に関する法律における債主となれる企業の範囲に信用金庫連合会を追加	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁法務省	特定融資枠契約に関する法律において債主の対象範囲は、大会社、資本金が3億円を超える株式会社、純資産額10億円を超える株式会社、資産の流動化に使われる合同会社等に限定されています。	特定融資枠契約に関する法律第2条	検討を予定	特定融資枠契約に関する法律の対象範囲については、平成23年の同法改正により、純資産額10億円超の株式会社や資産の流動化のために使われる合同会社等にまで拡大しており、当該改正の効果を検証する必要があります。 なお、特定融資枠契約に関する法律は、金融機関や貸金業者等から資金調達を行う企業の資金調達の機動的な増大等を目的とするものです。その対象範囲を拡大することは、債主との関係において弱い立場にある企業が過度の負担を強いられる可能性があり、こうしたことを事後チェックにより防止することは難しいことから、慎重に検討する必要があります。	
280215019	27年10月29日	27年11月18日	28年2月15日	在留資格制度の柔軟化	社会経済的効果 外国人が我が国でより働きやすくなり、企業内の多様性向上、海外の知見の導入、グローバル対応の進展等を通じて、我が国企業のイノベーション創出、成長促進に貢献する。 現在事業を困難とさせている規制 新在留管理制度によって在留期間の上限は5年となったものの、長期プロジェクトへの従事の際の不便等から更なる引き上げを求める声も大きい。また、「企業内転勤」では転勤前に外国の本店・支社に1年以上勤務していなければならず、入社後1年未満の日本転勤が不可能となっている。 日本企業で働く外国人が外国に転勤する場合、永住許可に必要な在留年数がリセットされるため、企業のグローバル対応に合わせた柔軟な外国人社員転勤が行いにくくなっている。 提案する新たな措置 ・在留期間を10年に引き上げ ・「企業内転勤」の転勤前の外国における勤務期間の条件を撤廃 ・永住許可に必要な在留年数を通算できるように(一度日本を離れてもリセットされないよう)変更	(一社)新経済連盟	法務省	・出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項において、外国人が在留することできる期間は、各在留資格について、法務省令で定められており、この場合において、外交、公用及び永住者の在留資格以外の在留資格に伴う在留期間は、5年を超えることができないとされています。 ・在留資格「企業内転勤」について、「申請に係る転勤の直前に外国にある本店・支社その他の事業所において、法別表第1の2の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる業務に従事している場合で、その期間(企業内転勤の在留資格をもって外国に当該事業所のある公私の機関の本邦にある事業所において業務に従事していた期間がある場合には、当該期間を合算した期間)が継続して1年以上あること」を要件の一つとしています。 ・永住許可については、当該外国人が出入国管理及び難民認定法第22条第2項において、「旅行が善良であること」、「独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること」の要件を満たし、かつ、法務大臣が「その者の永住が日本国の利益に合すると認め、ことが要件として定められています。	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項、出入国管理及び難民認定法施行規則第3条、別表第二 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 ・出入国管理及び難民認定法第2条の2、第22条、別表第2	対応不可 対応不可 現行制度下で対応可能	在留期間は、一定の期間ごとに我が国に在留する外国人の在留状況、在留の必要性・相当性等を確認する必要があることから定められているものであり、個々の外国人の在留期間の決定に当たっては、入国の目的、滞在予定期間、契約期間、身分・地位の安定度、在留状況の点検の必要性等を考慮することとしています。 出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項において、外交、公用、高度専門職2号及び永住者の在留資格以外の在留資格に伴う在留期間は、5年を超えることができないと規定されていますが、これは、平成21年の入管法の改正により導入された新たな在留管理制度において法務大臣が中長期在留者の在留管理に必要な情報を正確かつ継続的に把握することができるようになったことを受けて、改正前の入管法では、在留期間の上限は原則3年とされていたものを5年に延長したものです。 現状において、この上限を更に延長するだけの合理的理由は認められず、御提案は受け入れられません。 なお、許可された在留期間を超えて我が国に滞在しようとする場合は、在留期間の更新の許可の申請を行うことができ、申請者に引き続き在留を認めることが適当と認められるときには、これを許可することとしています。 在留資格「企業内転勤」の要件の一つとして、申請に係る転勤の直前に外国にある本店・支社その他の事業所において、法別表第1の2の表の「技術・人文知識・国際業務」の項の下欄に掲げる業務に従事している場合で、その期間(企業内転勤の在留資格をもって外国に当該事業所のある公私の機関の本邦にある事業所において業務に従事していた期間がある場合には、当該期間を合算した期間)が継続して1年以上あることとしています。これは、外国人を我が国に導入させること自体を目的として外国人を新規に雇用等することを防止するための観点から定めているものであって、当該期間を縮小することは困難です。 一方で、「企業内転勤」に該当する活動は、在留資格「技術・人文知識・国際業務」と同様であり、転勤により我が国に導入・在留しようとする場合であっても、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る要件を満たせば、同在留資格による入国・在留が可能です。 この点、総合規制改革会議の第3次答申(平成15年12月2日)において、海外から入る外国人転勤者に関する在留資格周知を求められたことから、許可し得る在留資格の関係、要件等についてホームページに掲載し、周知を図っています。 なお、同答申及び規制改革・民間開放推進3年計画(改定)(平成17年3月15日閣議決定)に基づき、いずれの在留資格に係る要件も満たさない具体例について、経済団体等を通じて調査を行なったところ、具体例の提示はなく、制度の見直しは必要ないとされた経緯があります。 出入国管理及び難民認定法第22条第2項に定める永住許可の要件のうち、「その者の永住が日本国の利益に合すると認め、こと」への適合性については、申請者の在留状況等を総合的に勘案して判断されるものですが、永住許可に関する予見可能性の向上の観点から、一定の目安を「永住許可に関するガイドライン」として公表しています。 同ガイドラインの中で、在留歴については、「原則として引き続き10年以上本邦に在留していること」としており、継続して10年以上在留していることを基本としています。永住許可は上記のとおり総合的に判断されるべき性質のものであり、一旦、出国した場合であっても、これまでの在留状況を考慮し、定着性が認められる場合など、個別の事情により、上記ガイドラインに直接当てはまらなくても永住を許可する事例があります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
280215027	27年10月30日	27年11月18日	28年2月15日	外国人就労査証(就労ビザ)取得時の規定に関する緩和について	日本の労働人口力が減少していくことが予想されることを鑑み、以下のような決まりがあると、企業によっては外国人労働者の採用に対して消極的になる可能性がある。優秀な労働力確保と国際化推進の効果があると考えるので、外国人就労査証(就労ビザ)取得時の規定に関して緩和を検討したい。 日本国内の企業で外国人が就労する場合、就労ビザを取得する必要があるが、その業務の種類によって取得すべき就労ビザが異なる。外国人を将来の国際業務要員として採用しているが、そのため就労ビザは「人文知識・国際業務」を取得してもらっている。但し、実際に国際業務に携わるためには現場知識が不可欠という企業哲学から、入社後、約2年間の直営店舗勤務と数年の〇〇(店舗経営相談員)を経験させている。就労ビザは3年ごとの更新が必要だが、入社後最初の更新時に、実際に国際業務に就労していないことを理由に、3年ではなく1年ごとの延長しか認められないケースが発生している。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	法務省	・外国人が我が国に在留するには、原則として、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のいずれかをもつて在留することとされており、就労活動ができる在留資格は、別表第1の1、2及び5の表に定められています。	出入国管理及び難民認定法第2条の2第2号、別表第1の1、別表第1の5、出入国管理及び難民認定法施行規則第6条、第6条の2、第20条、第21条の3、第24条、別表第3	その他	在留期間更新許可申請においては、申請人の活動実績や職務上の地位等を踏まえて在留期間の決定がなされる。在留資格に該当する活動を行っているか等、在留状況を1年に1度確認する必要があると判断される場合には在留期間を1年に決定することもあり、現時点で当該取扱いを変更する合理的理由は認められません。	
280215031	27年10月31日	27年11月18日	28年2月15日	通算10年以上の在留となる場合の永住許可	(提案の具体的内容) 永住許可における「永住が日本国の利益に合すること(国益要件)」の判断にあたっては、当該外国人の在留実績を総合的に判断し、たとえ引き続き10年以上在留していない場合でも、通算10年以上在留しているときは、永住許可の対象とすべきである。 (提案理由) 永住許可は、「その者の永住が日本国の利益に合すると認められたときに限り、これを許可することができる。」とされている(出入国管理及び難民認定法22条2項本文)。この点、法務省入国管理局の通達である入国在留審査要領では、この「永住が日本国の利益に合すること(国益要件)」の判断にあたり、原則として、「引き続き10年以上本邦に在留していること」を求めている。したがって、例えば、初来日以来、引き続き8年間在留している者が、会社都合で一時的に本邦外に転出するに際し、在留資格を喪失し、3年後再び本邦での勤務となり、その後引き続き2年間在留を継続したような場合、この国益要件に該当しないことになる。すなわち、当該外国人は、再び本邦での勤務となつてから、引き続き10年間の在留を継続しないと、国益要件には該当しないと判断されている。 引き続き10年以上在留していない場合であっても、これと同程度の我が国への定着性があると評価できる場合(例えば在留歴が通算15年以上となる場合など)、永住許可の対象とすべきである。	個人	法務省	永住許可については、当該外国人が出入国管理及び難民認定法第22条第2項において、「素行が善良であること」、「独立の生活をおむに足りる資金又は技能を有すること」の要件を満たし、かつ、法務大臣が「その者の永住が日本国の利益に合すると認め、ことが要件として定められています。	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第22条、別表第2	現行制度下で対応可能	出入国管理及び難民認定法第22条第2項に定める永住許可の要件のうち、「その者の永住が日本国の利益に合すると認められたとき」への適合性については、申請人の在留状況を総合的に勘案して判断されるものですが、永住許可に関する予見可能性の向上の観点から、一定の目安を「永住許可に関するガイドライン」として公表しています。同ガイドラインの中で、在留歴については、「原則として引き続き10年以上本邦に在留していること」としており、継続して10年以上在留していることを基本としています。永住許可は上記のとおり総合的に判断されるべき性質のものであり、一旦、出国した場合であっても、これまでの在留状況を考慮し、定着性が認められる場合など、個別の事情により、上記ガイドラインに直接当てはまらなくとも永住を許可する事例があります。	
280215041	27年11月2日	27年12月9日	28年2月15日	技能実習申請の簡素化	技能実習について、一定の条件のもとでの書類手続きの簡素化。本社でのグループ一括申請をご検討いただきたい。 技能実習制度を活用し海外子会社の人員を受け入れているが、特に、子会社での在留資格認定申請で非常に時間がかかる。また、書類手続きが非常に煩雑である。本社での申請では概ねスムーズに受理いただけるが、子会社では、非常に時間がかかっている実態がある。よりスムーズな海外からの人員受け入れが可能となる。	(一社)電情情報技術産業協会	法務省	我が国において、在留資格「技能実習」を申請する場合の申請者及び必要書類については、入管法及び同施行規則に定められています。	・出入国管理及び難民認定法第7条の2 ・出入国管理及び難民認定法施行規則第6条の2、別表3、4	対応不可	在留資格認定証明書交付申請に際して必要となる書類及び同申請の代理人となることができる者については、在留資格該当性及び上陸基準適合性に係る審査を的確に行う観点から入管法及び同施行規則において定めているものであり、現在の規定内容を変更することは困難です。御指摘の子会社からの申請に時間がかかる理由は具体的な事例が明らかでなく(判然としませんが、いずれにしても、今後とも審査の迅速化に努めてまいります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
280215046	27年11月4日	27年12月9日	28年2月15日	特定活動(アマチュアスポーツ選手)の在留資格の取得要件について	<p>【提案の具体的内容】 特定活動の在留資格で、アマチュアスポーツ選手としての活動を行うための在留資格の取得要件について、「オリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことがある者」の要件があるが、競技(ラグビーなど)によっては、国際的な競技会が主に2国間での開催となるものもある為、要件を「2国間以上の国際的な競技会」と明示していただきたい。</p> <p>【提案理由】 外国人のアマチュアスポーツ選手の特定活動の在留資格の取得要件の一つとして、法務省告示で「オリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことがある者」と定められている。競技によっては国際的な競技会が主に2国間での開催となるものがあるが、これが要件に該当するが不明瞭なので、入国管理局の審査官によって判断が異なったり、東京の入国管理局に回されたり、審査期間が長くなりしている。受入側にとっては、入社手続き等の事務手続きにも支障が生じ、入社および契約取り消しのリスクもあり得る。「オリンピック大会、世界選手権大会その他の」2国間以上の、国際的な競技会に出場したことがある者」と明示することで、在留資格の取得から、入社手続き、来日、選手登録を円滑に進めることができるほか、入社および契約取り消しのトラブルを回避できる。スポーツ界に将来有望な若手選手が来日することにより、日本人選手のレベルアップにつながる他、外国籍選手が日本代表になれる種目については、直接的な代表チーム強化にもつながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省	<p>特定活動告示において、「オリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことがある者で日本のアマチュアスポーツの振興及び水準の向上等のために月額二十五万円以上の報酬を受けることとして本邦の公私の機関に雇用されたものが、その機関のために行うアマチュアスポーツの選手としての活動」と規定されています。</p>	<p>・出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号、別表第1の5の表</p> <p>・特定活動告示(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき別表第一の5の表の下欄に掲げる活動を定める件)</p>	対応不可	一定の技能水準を有することを担保するための基準として、「国際的な競技会」については、各国を代表するチームや個人が参加する相当規模の競技会を想定しています。具体的範囲については、それぞれの大会の性格・規模等を個別に判断することになり、2国間の大会であっても一律に排除されるものではありませんが、2国間以上の大会であればすべから(要件に該当すると明示することは困難です。	
280215047	27年11月4日	27年12月9日	28年2月15日	外国人留學生の進学時の在留資格の取得要件	<p>【提案の具体的内容】 外国人留學生の資格外活動許可による就労について、進学に伴い発生する卒業式から入学式までの期間についても資格外活動許可申請を認めるなどの制度の見直しをしていただきたい。</p> <p>【提案理由】 出入国管理及び難民認定法施行規則第19条によって、留學生の資格外活動許可による就労は、教育機関に在籍している間に限定されている。日本語学校を卒業して大学に入学をする際など、卒業式から入学式までの間については、留學生の在留資格を持っていても資格外活動許可が得られず、アルバイトで生計費を稼いでいる留學生にとって収入が途絶えることになる。日本国内での進学が決まっている留學生に対しては、3月卒業から4月入学の間のような1ヶ月程度の進学のための待機期間については、資格外活動許可が継続的に認められるようにすべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省	<p>「留学」の在留資格をもって資格外活動許可による活動を行う場合は、教育機関に在籍している間に限定されています。</p>	<p>・出入国管理及び難民認定法第2条の2第1項及び第2項、第7条第1項第2号、第19条第1項及び第2項、別表第1の4</p> <p>・出入国管理及び難民認定法施行規則第19条</p> <p>・出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令別表第1の4の表の留學生の項の下欄に掲げる活動の項</p>	対応不可	在留資格「留学」に該当する活動は、「本邦の大学等において教育を受ける活動」であるところ、教育機関に在籍していない間については、本来の活動が行われていない状態であることに鑑み、その間の資格外活動について、許可することは適当ではなく、要望にお応えするのは困難です。	
280215054	27年11月10日	28年1月13日	28年2月15日	自動化ゲート利用者への免税販売制度の周知強化	<p>【提案の具体的内容】 入国時に自動化ゲートを利用する外国人旅行者に対して、免税販売を利用する場合はパスポートに認印が必須であることを周知徹底する。</p> <p>【提案理由】 日本に在留資格を有する外国人(再入国許可を有する者に限る)については、所定の登録手続き(指紋情報の提供等)をすることで、入国審査官から認印を受けるとなく、自動化ゲートを通過して出入国ができる。免税手続きにおける非居住者の確認はパスポートの認印の有無で判断することと規定されている。自動化ゲート利用者は通常の手続きではパスポートに認印をもらうことなく、別途認印を自ら申し出なければならない。この周知が十分でないために、免税購入できずにクレームやトラブルに繋がるケースがある。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省 財務省 国土交通省	<p>外国人旅行者向け消費税免税制度(輸出品販売場制度)とは、輸出品販売場(いわゆる免税店)を営業者が、外国人旅行者などの非居住者に対して、その輸出品販売場において、免税対象物品を一定の方法で販売する場合に、消費税が免除される制度です。免税店において免税販売できるのは、外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する「非居住者」に限られており、免税店では、購入者から提示された旅行券に押印された出入国の証印等により、購入者が非居住者であることを確認します。自動化ゲートの利用者は、旅行券に出入国の証印が押されないため、これにより、免税店において非居住者であることが確認できない場合は、購入者は免税で購入することができないこととなります。このため、国税庁ホームページに「輸出品販売場制度に関するQ&A(平成26年8月)」を掲載し、自動化ゲートを利用する場合であっても、証印が必要な旨を自動化ゲート通過時に申し出ることにより、証印を受けることができる旨の注意喚起を行っています。なお、法務省入国管理局においては、従来から、自動化ゲート利用者で証印が必要な方に対して、自動化ゲートの通過時に職員に申し出るよう法務省ホームページにおいて周知しています。</p>	消費税法第8条第1項、消費税法施行令第18条第2項、外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号	対応	免税で購入するためには、免税店において、購入者のパスポートに押印された出入国の証印等により、購入者が非居住者であることの確認を受ける必要があり及び自動化ゲートの利用者は、通常、証印が押されないが、自動化ゲート通過時に申し出ることにより証印を受けることができることについて、以下のサイト等に掲載し、自動化ゲートの利用者に対する一層の周知徹底を図ります。 法務省ホームページの自動化ゲート利用者案内ページ 日本政府観光局(JNTO)の外国人旅行者向け免税情報サイト	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280215061	27年11月25日	28年1月13日	28年2月15日	行政手続きにおける漢字コードの統一	<p>【提案の具体的内容】 漢字を電子的に扱う場合、民間企業はJIS第1水準と第2水準(JISX0208)の範囲で扱うことが多い一方、行政機関は住基統一コードや戸籍統一文字など数万字の漢字をコード化して使っている。電子的な行政手続きにおいて、民間企業に負担にならない範囲の漢字となるよう検討すべきである。</p> <p>【提案理由】 現在、行政は住基ネット統一文字や戸籍統一文字等、数万字の漢字をコード化して扱っている。一方、民間企業は従業員の名をJIS第1水準と第2水準の中に当てはめて管理することが多く、その文字数は6,000字程度である。 税関係事務(年末調整等)や雇用・健康保険関係事務等で民間が行政に資料等を提出する際には住基基本台帳の漢字を使う必要があり、行政との電子的なデータ交換を行うために、民間企業は従業員の氏名等の外字管理を行っており、中には数十億円のコストがかかる等、大きな負担となるケースも存在している。 行政機関においては「文字情報基盤(IPAフォント)」の採用に向けた検討が進められているが、民間と行政の情報連携に際して、過度の負担にならない範囲の漢字となるよう検討すべきである。 要望の実現により、従業員等の氏名等の電子的な交換がスムーズになり、民間企業におけるコストを削減できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省 法務省	<p>【総務省】 住民票に記載される氏名とは姓と名を指し、日本国籍を有する者については、戸籍に記載されている氏名を記載し、字体も同一にすることとなります。</p> <p>【法務省】 コンピュータ化された戸籍に登録する氏又は名の文字については、正字に加え、漢和辞典に俗字として搭載されている文字も使用が認められています。 戸籍統一文字は、戸籍に登録することのできる漢字の範囲に対応する必要があることから、JIS第1水準及び第2水準以外の漢字も含まれています。</p>	<p>【総務省】 住民基本台帳法第1条、第3条、第7条第1項第1号 住民基本台帳事務処理要領昭和42年10月4日付け自治振第150号等通知</p> <p>【法務省】 戸籍法118条、119条 戸籍法施行規則附則2条(平成6年法務省令第51号) 平成6年1月16日付け法務省民二000号民事局長通達 平成16年4月1日付け法務省民一928号民事局長通達</p>	<p>【総務省】 対応不可</p> <p>【法務省】 対応不可</p>	<p>【総務省】 住民票は住民の居住関係の公証する唯一の公簿であるため、その記載事項である氏名については、身分関係を公証する唯一の公簿である戸籍に基づき、正確に記録する必要があります。このことから、戸籍と同一の文字を使用すべきであり、戸籍統一文字の範囲が縮小されない限り、住民票の記載における文字の使用範囲を縮小することは困難です。</p> <p>【法務省】 戸籍をコンピュータシステムによって取り扱うことを可能とした平成6年の戸籍法改正の際、紙の戸籍に記載されているいわゆる誤字・俗字を解消するべく(法改正に臨みましたが、改正法案の国会提出及び審議の過程において、氏名は社会生活上極めて重要な意味を有し、戸籍に記載されている文字が誤字・俗字であっても、コンピュータ化に伴い本人の意思に関わりなくその表記を改めることは問題があり、既に戸籍に記載されている氏名の文字に対する愛着という国民感情を行政上配慮すべきであるとの指摘がされました。このような指摘を受けて、漢和辞典に俗字として搭載されている文字についても、コンピュータ化した戸籍にそのまま記録することとしてしています。 上記指摘事項については、現時点においても妥当なことから、現時点で戸籍統一文字の範囲を縮小することは困難です。 なお、戸籍法は、民間企業が行政手続きにおいて戸籍に記載された文字を使用すべきことを規定するものではありません。</p>
280215067	27年11月30日	28年1月13日	28年2月15日	EDカードの廃止及びインターネットを活用した事前登録化	<p>【提案内容】 入国審査場に置いてあるEDカードの様式をパソコンでダウンロードできるようにし、訪日外国人が旅行前にプリントアウトし記入した上で、到着時の入国審査にのぞむことができるようにすべく、さらに、将来的には、EDカードの廃止およびインターネットを活用した事前登録化も検討すべき。</p> <p>【提案理由】 訪日外国人旅行者数の急増にともない、入国審査場が混雑しているが、入国審査に時間を要する要因が、EDカードの記入漏れや記入ミス、EDカードを正確に記入するため、事前に記入できる環境を整えるべき。</p>	(公社)関西経済連合会	法務省	<p>我が国に上陸し又は一部は出国しようとする外国人は、乗員を除き、入国審査官に対し、外国人出入国記録(以下「EDカード」といいます。))を提出しなければならないとされています。</p>	<p>・出入国管理及び難民認定法第16条、第25条 ・出入国管理及び難民認定法施行規則第5条、第27条</p>	対応不可	<p>EDカードは、外国人が我が国への上陸を希望し又は我が国から出国する意図を有することを入国審査官に簡便かつ明示的に表明するために、法務省令でその様式を定めているものです。 EDカードには、それぞれ固有の番号が割当てされており、出国を行う外国人のEDカードは当該番号で管理をしているため、パソコン等から同じ様式のEDカードをダウンロードし利用することは困難です。 なお、EDカードについては、入国審査の更なる迅速化・円滑化を目的として、昨年、出入国管理及び難民認定法施行規則を改正し、記載項目の変更や削除等の見直し及び出国EDカード(再入国許可等による場合を除く。))の廃止を行ったところであり、当該改正後のEDカードの運用が、本年4月から施行されることとなります。 また、現在、入国審査官は、上陸審査の際に提出されたEDカードから、当該外国人の渡航目的や滞在予定期間及び上陸拒否事由への該当性を瞬時に把握しているところ、仮に、EDカードを廃止した場合、我が国への上陸を希望する外国人は、前述のような項目について、逐一、審査ブースで入国審査官に適宜の方法で説明・立証しなければならなくなり、かえって円滑な出入国手続きに支障を来すことが予想されます。</p>
280215081	27年12月2日	28年1月27日	28年2月15日	訪日観光ビザの緩和	<p>【内容】 中国など観光ビザの要する国について、在日留学生等の親族、友人の訪日ビザ、観光ビザの発行条件を緩和する。</p> <p>【理由】 在日親族・友人による観光ガイド、通訳ができる等の利点を生かせ、ガイド不足や言葉の壁によるトラブルなどを防げるため。</p>	(一社)全国経済ビル協会	警察庁 法務省 外務省	<p>これまでにも中国人やASEAN諸国人に対するビザ緩和措置を行ってきています。 特に直近ですと、ブラジル人、モンゴル人及びインド人に対して短期滞在観光ビザの発給緩和を実施しています。併せて中国人に対する観光ビザ発給要件緩和を2015年1月19日より開始しております。具体的には、商用目的の者や文化人・知識人の観光ビザの申請者については、要件を一部緩和する。沖縄・東北観光ビザの申請者については、過去3年以内の訪日歴がある者については経済力の要件を緩和する。個人観光客については、相当の高所得者に対し、沖縄・東北三県のいずれかに滞在することを要件としない観光ビザを導入しております。 なお、ビザ発給手続に必要とされる書類については統一化を図り、外務省ホームページ等で案内しておりますが、審査の過程で追加書類の提出をお願いする際には、個々の関係者により提出可能な書類が異なることから、差が生じることとなります。</p>	外務省設置法	検討を予定	<p>「制度の現状」とおり、継続的にビザ緩和を行ってきています。 今後も、観光立国の実現に向けた必要性及び治安等への影響をよく考慮して、各国との二国間関係をめぐる状況を踏まえつつ、総合的観点から検討していきます。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
280215084	27年12月7日	28年1月27日	28年2月15日	タイムスタンプの法的根拠	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>(一財)日本データ通信協会のタイムビジネス信頼・安心認定制度において技術・運用面でその信頼性が認定されている事業者が発行するタイムスタンプの法的根拠を明確に設定すべきである。</p> <p>具体的には、現在は確定日付として公正証書の日付や内容証明郵便の日付等のみしか認められていないが、タイムスタンプをこれに加えるべきである。また、現在の電子署名法では、手書き署名や押印とは異なり、実質的に短期的に有効なものしか規定されていないが、欧州等のように、タイムスタンプを同法の中で規定することにより、中長期的に有効な電子署名を規定して使えるようにすべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p><規制の現状></p> <p>e文書法が制定された2005年に総務省よりタイムビジネスに係る指針「ネットワークの安心な利用と電子データの安全な長期保存のために」が発行され、(一財)日本データ通信協会においてタイムビジネス信頼安心認定制度が制定されている。ここで認定されている時刻とタイムスタンプはJISおよびISOに準拠している。</p> <p>電子署名法第2条において電子署名の定義がされているが、1項を満たすためには、タイムスタンプを活用する必要がある。タイムスタンプは電子帳簿保存法施行規則第三条5項にて記載されているが、法的な根拠が乏しい。</p> <p>確定日付は民法施行法第五条で規定されているが電子情報における規定は無い。特許庁が発行している先使用権制度の円滑な活用に向けて(平成18年)では、信頼力を高める具体的な手法の紹介として「法的な確定日付効はない点に注意する必要がある」との記載がある。</p> <p><要望理由></p> <p>電子化社会において電子情報の信頼性を将来に亘って担保するための基準を設定することは重要である。EUでは国境を跨いで電子取引を行うことを推進するためeIDASとしてRegulation化されたタイムスタンプも規定されている。このeIDASでは、信頼サービス提供者ステータス情報リスト(Trustlist)に掲載されることで電子的にその信頼を確認することができる仕組みになっているが、Trustlistでは各国の法的根拠を記載する必要がある。一方、中国においても中国のタイムスタンプが知的財産の存在を証明として活用が進んでおり判例も出てきている。日本のタイムスタンプの有効性を認めれば根拠が無いため日本国内のユーザが強く懸念している。認定事業者が発行するタイムスタンプは、知的財産保護、国税関係書類、電子契約、医療情報、建築申請と多岐にわたって利活用が進んでいるが、ユーザからは法的根拠が無いことから、いざ訴訟時に有効にならないのではないかとの不安があり、電子化普及の阻害要因となっている。安全安心超境電子取引を実現するためには、現状の認定事業者によるタイムスタンプに日本国としてグローバルに通用するべく法的根拠を設定すべきである。</p> <p><要望の実現した場合の効果></p> <p>ユーザがタイムスタンプ利用を躊躇することなく(電子情報の存在証明を行うことで情報の信頼性を担保することができ、安全・安心して電子取引を行うことができる。国を跨いで電子情報の信頼性を保証でき安全・安心に電子情報でのやりとりが可能となる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省 法務省 経済産業省	e文書法が制定された2005年に総務省より「タイムビジネスに係る指針」ネットワークの安心な利用と電子データの安全な長期保存のために」が発行され、(一財)日本データ通信協会においてタイムビジネス信頼安心認定制度が制定されています。ここで認定されている時刻とタイムスタンプはJISおよびISOに準拠しています。 <p>電子署名法において、タイムスタンプについての規定はありません。</p>	電子署名法	検討を予定	電子署名法における認証業務においては、利用者の本人性を確認した上、認証事業者が利用者に電子証明書を発行することが中心となるのに対し、時刻認証(タイムスタンプ)においては、作成された個々の電子文書について、タイムスタンプ事業者が個別に日時についての情報を付与するものあり、両者の仕組みは全く異なり、同時に行われる性質のものではありません。 <p>このように、電子署名法に基づき「電子認証業務と電子文書にタイムスタンプを付与する業務」とは、その内容が異なるものであり、もし、タイムスタンプ事業者が発行したタイムスタンプに何らかの法的効果を持たせるとするならば、現在の電子署名法が認証事業者について行っている規定とは異なる観点からの規律が必要となります。現在の電子署名法の中でタイムスタンプを規定することを含めて、タイムスタンプに法的効果を持たせるとについては、慎重に検討する必要があると考えます。</p>	
280215095	27年12月22日	28年1月27日	28年2月15日	借地借家法における正当事由制度の見直し	<p>【具体的内容】</p> <p>借地借家法における建物の普通賃貸借契約における賃借人の更新拒絶・解約申入れにかかる正当事由について、大規模な耐震改修工事または建設工事を実施される場合、耐震性能の向上による建物の安全性確保を正当事由とすると、区分所有法に定める建替決議や法定更新期間の認可を正当事由とすること、老朽化建物の建替えを行う場合に、用途・築年数に応じた立退料の上限を設定するなどの対応により、耐震化を推進し、円滑な市街地更新を推進すべきである。</p> <p>なお、代償案として、裁判によらない借家関係の手続きとして、労働審判に類似する(仮称)借家審判制度の創設、借家紛争に関する専門部・集中部の創設(裁判所の運用の改善)ということも考えられるため、検討いただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>(昨年の法務省回答において、正当事由の有無を判断するに当たって、個々の具体的事例に即して、適切に考慮されている旨のご説明があったが、)現行法の正当事由の要件は抽象的なものにとどまっております。物理的・社会的に建替えの必要がある建物についても、正当事由の有無を巡って賃借人・賃借人間に見解の相違が生じ、長期的な交渉を繰り返している。裁判所の判断についても、正当事由の判断が曖昧なものであるため、裁判官による裁量之余地が幅があり、少なくとも予測可能性を著しく欠いている。借家人の退去が進められないことは、喫緊の課題である都市の安全性の確保や円滑な市街地更新の推進の妨げとなっている。最終的に裁判での解決を余儀なくされることも少なく、負担する時間・金銭等のコストが過大なものとなっている。特に、耐震診断結果や建替決議、法定更新期間の認可については、一定の法的手順に基づき調査され決定された事項であるという事情を重視すべきである。以上を動機として、区分所有法の建替決議や法定更新期間の認可を正当事由とすることで、建築物の耐震性の確保や円滑な市街地更新が推進されることと考える。</p> <p>以上に加えて、不動産に関する専門的知見を要する事件であるにもかかわらず、裁判所の体制として専門部や集中部により審理されております。多数の事件が多岐の裁判所の通常部で個別的に審理判断されているため、結果として、各裁判所の示す判断(とりわけ立退料の金額に関する判断において、この傾向が顕著なものとも見受けられる)は統一的方向とは言い難く、当事者からすると予測可能性が著しく欠ける。</p> <p>本件は、特に都市部において建築物の機能・性能の向上(建物の耐震改修や土地機能の更新(建物の建替))の大きな障害になっている上、都市の防災上の観点及び不動産資本の有効利用という経済合理性からも好ましくない状況になっている。都市の建築物ストックの有効活用が叫ばれるとともに、不動産の流動化が進んでいる現在、立退料の算定について予測可能性が低いことが、事業化に際しての大きなリスク要因となっている。正当事由制度は、住宅不足が懸念されている現状に立法化された制度であり、現在の住宅事情をふまえた見直しが見込まれる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省	賃借人が更新可能な借家契約について契約の終了を主張して賃借人に明渡しを求めると、賃借人及び賃借人が建物の使用を必要とする事情のほか、建物の質価値に関する従前の経緯、建物の利用状況及び建物の現状並びに建物の賃借人が建物の明渡しの条件として又は建物の明渡しと引換えに建物の賃借人に対して財産上の給付をする旨の申出をした場合におけるその申出を考慮して、正当の事由があると認められる場合でなければならぬものとされています。 <p>また、裁判所における専門訴訟に対する対応としては、裁判所においてこれまでも知的財産権事件、行政事件、医事関係事件、建築関係事件などについて、東京、横浜、大阪、名古屋等に専門的・集中的に処理する部を設けるなど専門的処理態勢を採り、適正迅速な事件処理に努めてきているところですが、現時点で、借家紛争に関する事件を専門的・集中的に処理する部は設けてはいないものと承知しています。</p>	借地借家法第26条、第28条	現行制度下で対応可能	提案の具体的な内容後段その他	現行の借地借家法のもとでも、建物の老朽化や耐震性の不足を理由とした建替えの必要性等については、正当事由の有無を判断するに当たって個々の具体的事例に即して適切に考慮されているものと考えられます。 <p>なお、借地借家法が私人間の法律関係に一般的に適用される民事基本法であり、民法上の正当事由制度が借家契約全般について賃借人及び賃借人間の適切な利害調整を図るものであることからすると、その規定の内容は規範的・抽象的なものとならざるを得ず、老朽化物件・耐震性に問題のある物件に關して一定の基準を定め、それらの要件に該当する物件の建替えや法定更新期間認可等を正当事由とすることや立退料の上限を設定することについては、慎重に検討する必要があると考えられます。また、ご提案は、建築物の耐震性の確保や円滑な市街地更新の推進を目的とするものですが、借地借家法の正当事由制度が特定の行政目的を実現するためのものではないことからすると、上記目的の実現のために同制度の要件等を見直すことの相当性についても慎重に検討する必要があると見ます。</p> <p>また、ご提案に係る「労働審判に類する(仮称)借家審判制度」の内容が定かではありませんが、手続に要する時間の点について、平成16年の統計によると、民事第一審訴訟事件全体の平均処理期間が約4.5月であったのに対し、建物事件(建物の明け渡し・引渡し・収去及び建物に関する登記手続等)を請求する事件の平均処理期間は3.7月であり、建物事件の審理は民事訴訟事件の中でも迅速に行われているものと承知しており、ご提案の審判制度を新たに設ける必要性については慎重に検討する必要があると見ます。</p> <p>また、裁判所における新たな専門部・集中部の設置を含む専門的処理態勢の充実については、裁判所において適正かつ迅速な裁判を実現するという目的を踏まえ、各行において、事件動向等も見ながら、その必要性を検討していくものと承知しています。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁の検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280215098	27年12月22日	28年1月27日	28年2月15日	建物区分所有法における決議要件の変更	<p>【具体的内容】</p> <p>区分所有建物に係る管理組合総会の決議要件(特殊決議、特別決議、普通決議)について、頭数要件の緩和、特別決議や特殊決議における規約で別段の定めができる範囲の拡大、建物の主要用途毎の決議要件の設定(商業用・オフィス用について頭数要件を削除し、議決権要件のみとする等)、決議要件自体の緩和など見直しを図るべきである。</p> <p>特に、建替え決議について、建設区分所有法第62条中「区分所有者及び議決権の各5分の以上」の賛成を必要とする要件を見直し、都市再開発法に基づき(組合設立要件と同様の)区分所有者及び議決権の各3分の2以上、の賛成を要件と変更するよう求める。</p> <p>【提案理由】</p> <p>省エネ化・バリアフリー化に対応した建物への建替えに伴い、CO₂削減効果や良好な街並み形成に寄与できる。</p> <p>また、不動産市場の活性化にも寄与するものと考えられる。また、旧耐震基準(S56以前)マンションの存在等により、老朽化マンションの建替え需要が増えている。しかし、建替え決議要件が過大であることにより都市機能の更新が進まない現状にある。このような状況下で、当制度の改革を行わないのは公の福祉に反するものである。</p> <p>< 頭数要件の緩和 ></p> <p>不動産市場の活性化という観点から、決議要件全般において頭数要件の緩和を広く検討いただきたい。頭数要件の緩和について、区分所有関係が一つの共同生活関係であるという側面について昨年法務省より回答があり、その部分について賛成を唱えるものではないが、共同生活関係とは、特に区分所有者＝居住者であるマンションを想定したものであり、法人買付を目的としたオフィス乃至商業用途に特化したビルには当てはまらない。特に昨今の不動産市場の活性化・流動化により、区分所有建物の増築需要(ワンフロア増築等)で増えることも多く、共同生活関係という考え方が変化してきており、現行の基準が不動産市場の活性化を妨げていることを念頭に置いて検討いただきたい。</p> <p>< 建替え決議の緩和 ></p> <p>都市再開発法にもとづく、市街地再開発事業の組合設立要件は「区域内の3分の2以上の賛成」であることである。また、自治の意で区分所有関係を構築している区分所有者の団体の建替え決議要件は、「5分の4以上の賛成、または3分の2以上の賛成、とするのが相当である。このような変更を行っても、マンション建替えにおける反対者に対しては、時価での金銭買取りが法律で定められており、反対者が権利上不利をこうむることはいわゆるものとする。</p> <p>昨年の法務省回答において、「建替え決議の内容を実現させるためには、決議に賛成しなかった区分所有者の権利を買い取る必要がある。決議要件を緩和した場合、その分だけ買取りの費用負担が重なり、建替え事業にとっての障害となる可能性がある。旨の説明があったが、デベロッパーが関与する事案においては、その点が障害となる可能性は低い。</p> <p>自主建替えの事案においても、区分所有者が買取りの費用負担も含めて建替えを進めるかどうかを判断すれば足り、決議要件を緩和することによって一般に建替え事業の障害が増すのではないか。例えば現行基準では、買取り費用の増加分を負担しても建替えをしたい区分所有者がいた場合でも、4/5以上の賛成がなければその検討すら出来ないので、仮に決議要件が2/3に緩和されれば、コストアップを含めても建替えをしたいというニーズを満たす選択肢が与えられることとなり、より建替えの可能性が高まると考えられる。</p> <p>なお、建替え決議前に把握していた同意状況と実際の決議の結果に大きな差が生じた場合は、事前の想定より買取り費用が増加し、資金調達の問題で建替え決議がなされても建替えの実現が困難になるケースが生じ得るが、あらかじめ決議に条件を付けるなどして対処策を定めることが可能であるし、決議要件の緩和によって実現する建替えの実現可能性の拡大という点と比較考量すると、この調査準備の観点をもって、決議要件の緩和により建替えの実現可能性が高まるとは言えない。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省	普通決議事項については、規約で別段の定めがない限り、区分所有者及び議決権の過半数で決することとされています。それ以外の特別決議事項については、区分所有法で個別に多数決要件が規定されていますが、ほとんどの特別決議事項が多数決の基準として区分所有者の頭数と議決権の割合とを併用しており、共用部分の変更における頭数要件を過半数まで減らすことができるほかは、特別決議事項の多数決要件については規約で別段の定めをすることはできません。また、建物の主要用途ごとに決議要件が異なるということはありません。		対応不可	<p>1 普通決議事項については、原則として区分所有者及び議決権の各過半数で決することとされています(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号、以下「区分所有法」といいます。))第39条第1項)が、多数決の基準として議決権の割合のみならず区分所有者の人数も併用しているのは、区分所有建物等の管理又は使用に係る区分所有者の利害に関しては、共有物の管理と同じ面を有することから各区分所有者の所有する区分所有権の大きさ(議決権の大きさ)に比例する側面があると同時に、区分所有関係が一つの共同生活関係である(共同の利益の維持を目的とするもので、居住という側面のみから捉えらるべきものではありません。)という側面を有することから構成員(区分所有者)の数を考慮すべきと考えられているためです。頭数要件を緩和することは、区分所有関係が一つの共同生活関係であるという上記側面を軽視するものになりかねず、また上記の事情は、区分所有建物の用途ごとに異なるものでもありません。したがって、普通決議事項の頭数要件を緩和することや建物の用途ごとに異なる決議要件の設定を可能とするなどについては慎重な検討が必要であると考えます。</p> <p>なお、普通決議の多数決要件については、例えば、規約で別段の定めをすることによって区分所有者の人数のみの過半数で決すること(区分所有法第39条第1項)。</p> <p>2 御指摘の「特別・特殊決議」(区分所有法における普通決議以外の決議を指すもの)と理解します。以下、併せて「特別決議」といいます。)、は、決議内容の区分所有者に与える影響が大きく、重要性が高いことから、頭数要件を緩和したり、その多数決要件について規約で別段の定めができる範囲を拡大したりすることは慎重な検討が必要であると考えます。</p> <p>なお、共用部分の変更については、例外的に区分所有者の定数を規約で過半数まで減らすことができます(区分所有法第17条第1項ただし書)が、共用部分の変更は、共有物の処理に関する事柄であり、区分所有関係における持分の大きさを重視する要請が比較的大きい場面であるということが考慮された結果、他の特別決議の場合と異なる扱いがなされているにすぎません。</p> <p>また、上記特別決議の内容の重要性は、建物の用途ごとに異なるものではないことから、区分所有建物の用途ごとに決議要件を設定可能とするなどについては、慎重な検討が必要であると考えます。</p> <p>3 区分所有法における建替え決議要件の緩和・見直しについて付言すると、区分所有法の決議により建替えは、個々の区分所有者ごとで区分所有権の処分要件であり、本来であれば全員同意を要するものですが、これを多数決により行うことの正当性を担保するために、多数決要件は厳格である必要があります。また、建替え決議の内容を実現するために、建替え決議に賛成した区分所有者は、決議に賛成しなかった区分所有者に対して、売渡し請求権を行使してその権利を買い取りなければなりません。決議要件を緩和した場合には、その分だけ買取りの費用負担が重なるなど、建替えに要する社会的・経済的コストが増大することになり、かえって建替え事業の円滑な遂行にとっての障害となりかねません。</p> <p>なお、決議に賛成しなかった区分所有者については、その区分所有権の時価での買取りが予定されているとしても、その意思に反して区分所有権を失うことになる以上、多数決要件に厳格性が求められることに何ら変わりはありませんし、決議要件を緩和した場合における建替え事業への影響についても、区分所有法が想定する区分所有建物に適用される以上、デベロッパーが積極的に関与する区分所有建物のみを想定すれば足りるというものではありません。</p> <p>また、建替え決議の緩和により、建替えに要する社会的・経済的コストが増大しても建替えが実施される事例も生じ得るとはいえるものの、費用負担の問題が建替えを阻害する大きな要因として存在する以上、建替え決議要件の緩和により建替えが大きく促進されるとはいえず、上記のような事例が生じ得るということをもって上記多数決で行うことの正当性の担保を減らすことは相当ではありません。</p> <p>したがって、建替え決議要件の緩和・見直しについては、慎重な検討が必要であると考えます。</p>
280215100	27年12月22日	28年1月27日	28年2月15日	登記完了後に交付される書類の記載内容改善	<p>【具体的内容】</p> <p>登記完了後に交付される書類において、公簿地籍、権利設定登記における目的・範囲・乙区の順位番号が確認できない記載内容改善(※)を、もしくは登記完了後に交付される書類に登記事項が確認できる書類(登記事項証明書等)を手数料なしで追加交付すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>平成18年度および21年度の規制改革要望における本要望に対し、平成23年の関係法令改正により一部要望事項が反映されたものの、「権利設定登記における目的・範囲」と乙区の「権利者その他の事項」について確認できない内容となっており、要望事項が十分に反映されていないと懸念され、再度改善を要望するものである。</p> <p>不動産登記法改正(平成17年3月施行)により、登記申請の方法として従来の「書面申請」に加え、「電子申請」による方法が認められ、平成20年7月14日以降すべての法務局への「電子申請」が可能となった。また、不動産登記規則の一部改正(平成23年6月施行)等により、登記完了後に法務局から交付される書類および記載内容は、申請方法の種別によらず次のとおりとなっている。</p> <p>申請受付番号、受付年月日、登記の目的、不動産の表示(所在、地番、地目、地積、2以上の権利登記のときは順位番号に当該登記を識別するための符号)</p> <p>登記識別情報通知書(表示登記・地役権設定登記に関しては交付されない)</p> <p>不動産、不動産番号、受付年月日、受付番号、登記の目的、登記名義人、登記識別情報</p> <p>不動産登記法改正前は、登記所(法務局)から登記済証が交付されていたことから、登記内容を確認することが可能であった。しかし、同法改正により、登記完了後に交付される登記完了証および登記識別情報通知書では、権利設定登記における目的・範囲等の「権利者その他の事項」について、登記完了後に当該地の登記事項証明書等の交付を受けなければ確認できない状況にあり、登記事項証明書等の交付手数料(全部事項337円/通→登記情報提供サービス利用時)が必要となる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省	登記官は、その登記をすることによって申請人自らが登記名義人となる場合において、当該登記を完了したときは、当該申請人に対し、当該登記に係る登記識別情報を通知しなければならなりません。また、登記官は、登記の申請に基づいて登記を完了したときは、申請人に対し、登記完了証を交付することにより、登記が完了した旨を通知しなければならなりません。なお、登記事項証明書等の手数料の額は、物価の状況、登記事項証明書等の交付に要する費用実費その他一切の事情を考慮して定めるところとされています。		対応不可	<p>「公簿地籍」につきましては、登記完了証に、登記簿(公簿)に記載されている地籍が記載されておりますので、御確認ください。</p> <p>また、「登記完了後に法務局から交付される書類および記載内容は、申請方法の種別によらず次のとおりとなっている。」とありますが、不動産登記規則の一部改正(平成23年6月施行)により、電子申請(不動産登記法(平成16年法律第23号)第18条第1号)における登記完了証は、書面申請(同条第2号)におけるものと異なり申請情報が記録されることとなり、御要請中、乙区の順位番号以外の事項については確認が可能となりますので、御活用ください。</p> <p>順位番号につきましては、申請に係る登記をする際に付される番号ですので、登記事項証明書等により確認していた(こと)となりますが、これを登記完了証に記載するしない場合により、電子申請に係る経費が増す可能性があると考えています。したがって、登記完了証は、申請に基づき(登記が完了したことを申請人に通知することを目的として)交付されるものであり、登記識別情報は、登記名義人を識別することを目的として通知されるものであるため、「乙区の順位番号」を記録しなくても当該目的は達成されているものと考えています。)</p> <p>なお、登記事項証明書の手数料により、登記情報等を管理・運用するシステム経費等を捻出しており、このことは、受益者負担の原則に基づいて定められております。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

- 「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
○:規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
△:再検討が必要(「○」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
○△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280229003	27年12月2日	28年1月27日	28年2月29日	留学生のアルバイト規制緩和	【内容】留学生のアルバイト時間規制の緩和を行い、外国語対応を求めている店舗や施設での積極活用を実施し、コミュニケーション強化を図る。 【理由】店舗、施設側の外国語対応の人材不足を補うとともに留学生も学外での日本コミュニケーションと学業の為の収入を得ることで、双方の益となるため	(一社)全国空港ビル協会	法務省 厚生労働省	資格外活動の許可は、本来の在留活動を阻害しない範囲内において、現に有している在留資格に属しない就労活動を例外的に認めるものです。 留学生については、在留期間中において、留学中の学費等の必要経費を補う目的でアルバイト活動を行うため資格外活動許可について申請があった場合は、28時間以内(教育機関の長期休業期間中は、1日8時間以内)の活動を包括的に許可しているところ。この範囲外の活動については、そのような許可の申請があったときに、個別に、以下の要件を満たす限りにおいて許可しており、既に対応しています。即ち、本来の在留活動の遂行が妨げられるものでなく、活動の目的が本邦留学中の学費等の必要経費を補うものであること、申請に係る活動が語学教師、通訳、翻訳、家庭教師等、申請者の専攻科目と密接な関係のある職種又は社会通念上学生が通常行っているアルバイトの範囲内にある職種であること、が確認できれば、活動を行う期間の名称及び所在地、業務内容等の条件を定めた上で個別に資格外活動を許可しているところ。	現行制度下で対応可能		
280229004	27年12月24日	28年1月27日	28年2月29日	外国人の入国管理に関する提案	(1)「企業内転勤」における定義・判断基準の明確化 在留資格「企業内転勤」については、それが認められる範囲等、中身について曖昧な点が多く、例えば、「系列会社についてどの程度の関係性まで認められるのか判断しづらい」といった指摘が多く見られる。また、運用においても裁量の幅があり、例えば現場からは「親会社から子会社へへの異動は認められずすが、子会社間の異動は認められにくい」「入管の担当者により判断にばらつきがある、等の声も聞く。 (2)「企業内転勤」における「就労経験1年以上」基準の緩和 我が国を訪れた外国人観光客の観光を支援・補助するような外国人材については、現在、「技術・人文知識・国際業務」、「技能(スポーツ指導者)」等の在留資格で入国する人が多いが、これらの審査においては専門性が条件として求められる傾向が強い。しかし、実際の観光現場においては、専門性よりも接客を含めた多様な経験が求められており、制度と実際のニーズにギャップが生じている場合が少なくない。 現場の実態を踏まえ、例えば観光人材に特化した新たな資格区分を設ける等、ニーズに合った制度変更が為されるべきである。 (3)中小企業の事情に鑑みた措置 在留資格においては条件として専門性が特に重視されるが、中小企業では、従業員は一つの専門分野のみに従事するのではなく、様々な業務に関与せねばならないことが多い。こうしたことから、当該人の専門性と実際に予定される業務内容が必ずしも一致しないケースも少なくなく、この場合、許可が下りないこともある。中小企業に関しては、こうした事情に鑑みた制度上の措置が設けられるべきである。 (4)フリーランス人材の在留資格 我が国の入国制度においては、当該人の身分を企業等の所属機関が保証することが原則となっており、在留資格「高度専門職」についても、本邦の公私の機関との契約、がその条件となっている。しかし、優れた専門能力を持つ者が組織に所属しているとは限らず、フリーランスで各国を巡り歩いたり、日本に事務所を置かずして日本でのみ投資のみ行いたい人材もいるはずである。 このようなフリーランスの人材を考慮した制度上の措置を講ずるべきである。 (5)在留資格申請に係るオンライン・郵送可能化 現在、在留資格認定申請書交付申請、在留資格変更許可申請等の手続にあたっては書類を窓口にて持参することが求められている。申請者の利便性向上のため、オンラインや郵送でも申請がとすべきである。	(一社)新 経済連 盟	法務省	(1)転勤とは、同一企業内における外国の事業所から本邦の事業所へ、または勤務地を移すことであるが、現在の「子会社・関連会社との一体性」を考慮すると、系列企業内(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条にいう「親会社」、「子会社」、「関連会社」をさす。)の出入同等親会社の指揮によるものであれば、「転勤」に含まれます。 (2)在留資格「企業内転勤」について、「申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において、法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務等の項の職に携わる業務に従事している場合、その期間、企業内転勤の在留資格をもって外国に当該事業所のある公私の機関の本邦にある事業所において業務に従事している期間がある場合には、当該期間を合算した期間」が継続して1年以上あることとしています。これは、外国人を我が国に在留させること自体を目的として外国人を新規に雇用等することを防止するための観点から定めるものであり、当該期間を縮小することは困難です。 一方、「企業内転勤」に該当する活動は、在留資格「技術・人文知識・国際業務」と同様であり、「転勤」により我が国に在留しようとする場合であっても、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る要件を満たせば、同在留資格による入国・在留が可能です。 この点、総合規制改革会議の第3次答申(平成15年12月22日)において、海外からの外国人労働者に関する在留資格周知を求められたことから、許可し得る在留資格の関係、要件等についてホームページに掲載し、周知を図ります。 なお、同答申及び規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、いずれの在留資格に係る要件も満たさない具体例について、経済団体等を通じて調査を行ったところ、具体例の提示はなく、制度の見直しは必要ないとした経緯があります。 (3)専門的・技術的影響を及ぼさない外国人材の受入れ範囲の拡大については、労働市場及び日本の処遇改善への影響や国民生活への影響があることから、「日本国移民法」改訂2015に併し、国民的コンセンサスを踏まえ、幅広い観点から政府横断的に検討していく必要があるものと考えています。 (4)現在の企業においては、必ずしも大学において専攻した技術又は知識に限られていない広範な分野の知識を必要とする業務に従事する事例が多いことを踏まえ、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の該当性の判断に当たっては、大学における専攻科目と就職先における業務内容の関連性については、従来から柔軟に取り扱っています。 (5)「高度専門職」等の在留資格においては、本邦の公私の機関との契約等に基づく(活動であることが前提とされていますが)、これは、外国人に対して在留資格を付与する上では、当該外国人が本邦において実定的・継続的に業務に従事することが不可欠であるとの考え方に基づくものであり、御提案に沿った措置を講ずることは困難です。 (6)各種申請に当たって、入定事項の確認、申請意思の確認、事実関係の確認に連携を期するため、申請人(本人又は代理人等)が、自ら出席して申請することを必要としています。また、本人又は代理人等の出席を求めることについては、申請窓口において、申請書の記載内容に係る訂正や不足事項の提示の求め等を一定程度行うことができることから、結果として申請に係る処理を効率的かつ迅速に行うことに資する面もあり、合理性を有しているものと考えています。	(1)現行制度下で対応可能 (2)対応不可 (3)その他 (4)現行制度下で対応可能 (5)対応不可 (6)対応不可		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()、()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目			
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)		
280318006	27年11月4日	27年12月22日	28年3月18日	経済連携協定に基づく外国人介護事業者の取得資格要件等緩和	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>経済連携協定に基づく介護福祉士候補者として滞在しているインドネシア、フィリピン、ベトナム人の介護職について、4年間の就労・研修の期間終了後もわが国の介護施設で就労可能となるために取得に要する資格を、現状の介護福祉士から、介護職員初任者研修修了の資格に緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>介護福祉士試験は、その合格率が全受験者の6割程度と、看護師国家試験の約9割等と比較しても難易度の非常に高いものであり、外国人の継続的な在留資格の要件として過度に高く、志願する外国人のモチベーションを削ぐ、介護業務に取り組みたい志があっても、難易度の高い資格試験に挫折し、心ならずも帰国してしまうこともある。介護業務へのモチベーションの高い外国人人材を確保し、慢性的な介護人材不足を緩和するためにも、「介護職員初任者研修修了」への要件緩和が必要である。「介護職員初任者研修修了」は、介護保険の対象となる訪問介護業務に従事できる要件として政令で定められている。</p> <p>「日本再興戦略、改訂2015にある「経済連携協定に基づく介護福祉士候補者の活躍促進」の具体策としても検討されるべきである。</p> <p>資格要件を緩和することにより、わが国において介護技術等を学ぶ外国人の裾野を広げることができ、わが国と相手国との経済活動の連携強化に資することができ、またわが国における介護サービスの質・量の向上・充実に寄与することもできる。</p>	(社)日本経済団体連合会	法務省 外務省 厚生労働省	出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第1の5の表、平成27年法務省告示第131号(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件)、平成20年厚生労働省告示第312号、同第509号、平成24年同第507号	対応不可	外国人材の受入れに係る基本的な考え方として、専門的・技術的分野の外国人材については、我が国の経済社会の活性化に資することから積極的に受け入れることとしています。これを踏まえ、経済連携協定(EPA)においても、介護福祉士国家試験の合格を求めているものであり、これを、国家資格ではない、介護職員初任者研修修了をもって代えることは困難です。なお、EPA介護福祉士候補者の受入れは、労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、特例的に行うものです。介護福祉士試験不合格者に対しては、再受験に向けた滞在期間の延長や、帰国者に対する再受験支援を行っているところです。				
280318034	27年12月7日	28年1月27日	28年3月18日	空家とその敷地の所有者情報の提供	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>空家の減少に向けて我々企業も積極的な取り組みを行う考えだが、空家の所有者がはっきりせず、所有者への働きかけが十分に行えない状況にある。空家の減少を促進するためにも、一定の条件の下での、行政側が保有する所有者の氏名、現住所等の個人情報を民間企業にも開示できるようにすべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p><規制の現状></p> <p>空家対策特別措置法において、市町村長は、固定資産税の課税のために利用する目的で保有する情報(課税台帳)のうち、空家等の所有者等に関する情報(氏名又は名称、住所、電話番号)について、法の施行のために必要限度において、守秘義務に抵触することなく、内部で利用することができることとされている。</p> <p>しかしながら、市町村の内部利用に限られるため、空家対策としての管理業務や建替需要調査、土地活用等を行う民間事業者に対しては、空家とその敷地の所有者への連絡や働きかけを目的とする場合であっても、個人情報保護法の利用目的の制限事項があり、空家対策特別措置法にあっては、も外部への情報提供やその活用用途、利用目的の制限事項について明記されていないことが理由となり、課税台帳に記載されている個人情報の提供を受けることができない。このため、民間企業が事業性の確認を含め、空家対策に積極的に動くことが大変困難な状況となっている。</p> <p><要望理由></p> <p>民間事業者が空家対策に取り組む場合には、事業性に関する調査を行う必要から、所有者との接触、交渉が不可欠であるが、空家の所有者を調べることが実態的に困難である。自治体においては、課税台帳に取り込まれた個人情報の確認により所有者が特定できていても、民間事業者への情報提供ができないため、自治体のみで所有者に対して働きかけを行うわけにはいかない。民間事業者が協力を求めようとしても、民間事業者が求める情報を提供できない為、十分な連携がとれず対策の推進が図り辛い。</p> <p><要望が実現した場合の効果></p> <p>空家とその敷地の所有者との調整が可能となり、事業者にとっては、事業性判断を行うことができるようになるため、空家対策の推進が期待できる。</p>	(社)日本経済団体連合会	総務省 法務省 国土交通省	空家等対策特別措置法	【国土交通省、総務省】 個人情報の取り扱いが、それぞれの地方自治体の個人情報保護条例等に基づいてルールが定められていますが、一般的に、空き家の所有者、所有者の現住所などの個人情報を本人の同意なくして外部提供することはプライバシーの問題があり、困難であると考えられます。	【国土交通省、総務省】 個人情報の取り扱いが、それぞれの地方自治体の個人情報保護条例等に基づいてルールが定められていますが、一般的に、空き家の所有者、所有者の現住所などの個人情報を本人の同意なくして外部提供することはプライバシーの問題があり、困難であると考えられます。	【法務省】 事実確認	【法務省】 空家対策については、空家対策特別措置法により市町村において取り組むこととされているところ、法務省・法務局においては、市町村が取り組む空家等に関するデータベース整備等を支援することが求められており、具体的には、「例えば空家等の不動産登記簿情報については関係する法務局長に対して、電子媒体による必要な不動産登記簿情報の提供を求めることができる」とされています(空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(平成27年総務省・国土交通省告示第1号))。つまり、法務局は、市町村が把握した空家等について、市町村からの要請に対し、当該空家等の登記簿情報等を提供するよう仕組みとなっており、法務局が空家等の情報を収集しているわけではないため、空家等に関する所有者等の情報を開示するということはできません。また、市町村が整備した空家等のデータベースの取扱いについては、当省はコメントする立場にありません。	【法務省】 空家等に関する情報は民間事業者へ提供することは可能であり、実際に民間事業者と連携して空き家の利活用に取り組む市町村もあります。	【法務省】 空家等に関する情報は民間事業者へ提供することは可能であり、実際に民間事業者と連携して空き家の利活用に取り組む市町村もあります。
280318073	27年11月30日	28年2月23日	28年3月18日	訪日観光ビザの緩和	<p>【提案内容】</p> <p>2013年7月から順次緩和されている東南アジア各国からの訪日ビザ免除・緩和の継続、事務手続きの簡素化、さらなる対象国の追加。</p> <p>【提案理由】</p> <p>訪日ビザ取得条件が大幅に緩和された東南アジア各国からの訪日外国人旅行者数が増加している。規制緩和を継続・拡大し、旅行者数をさらに伸ばすべき。</p>	(公社)関西経済連合会	警察庁 法務省 外務省	ASEAN諸国人に対しては、カンボジア及びラオス国民に対しては2013年11月18日より、ミャンマー国民に対しては2014年1月15日より短期滞在ビザを廃止し、インドネシア、フィリピン、ベトナム国民に対する数次ビザに関しては、発給要件の緩和に加え、有効期間を最長5年に延長したほか、これら3か国以外の国に居住されている方についても、居住地を管轄する在外公館において申請可能とする緩和措置を2014年9月30日より実施しており、さらに、同年11月20日より、指定旅行会社の取扱い(パッケージツアー参加者の一次観光ビザの申請手続きを簡素化)しております。また、インドネシア国民に対して、在外公館への旅券の事前登録制によるビザ免除を2014年12月1日より開始しております。併せて中国人に対して、数次ビザ発給要件緩和を2015年1月19日より開始しております。具体的には、商用目的の着や文化人・知識人の数次ビザの申請者について、要件を一部緩和する。沖縄・東北数次ビザ申請者について、過去3年以内の訪日歴がある者については経済力の要件を緩和する。個人観光者について、相当の高所得者に限り、沖縄・東北3県への1往復に1泊することを要件としない数次ビザを導入しました。	外務省設置法	検討を予定	今後の更なる査証緩和については、既に実施した緩和措置の実施状況をレビューし、観光立国の実現に向けた必要性及び治安等への影響を考慮して、各国との二国間関係をめぐる状況を踏まえつつ、総合的観点から検討していきます。			